

官報

号外 昭和三十六年十月二十日

第三十九回 衆議院會議録 第十二号(その一)

昭和三十六年十月二十日(金曜日)

議事日程 第十号

昭和三十六年十月二十日

午後二時開議

第一 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 石炭鉱山保安臨時措置法案(内閣提出)

第三 オリニピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案(オリニピック東京大会準備促進特別委員長提出)

第四 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 年金福祉事業団法案(内閣提出)

第六 児童扶養手当法案(内閣提出)

第七 通算年金通則法案(内閣提出)

第八 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

公共企業体等労働委員会委員任命につき同意を求めるの件

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案中修正の件(内閣提出)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案中修正の件(内閣提出)

昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案中修正の件(内閣提出)

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共

共団体の起債の特例等に関する法律案中修正の件(内閣提出)

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案中修正の件(内閣提出)

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案中修正の件(内閣提出)

日程第一 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 石炭鉱山保安臨時措置法案(内閣提出)

日程第三 オリニピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案(オリニピック東京大会準備促進特別委員長提出)

日程第四 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 年金福祉事業団法案(内閣提出)

日程第六 児童扶養手当法案(内閣提出)

日程第七 通算年金通則法案(内閣提出)

る法律案(オリニピック東京大会準備促進特別委員長提出)

日程第四 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 年金福祉事業団法案(内閣提出)

日程第六 児童扶養手当法案(内閣提出)

日程第七 通算年金通則法案(内閣提出)

日程第八 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

午後二時十四分開議

○副議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

公共企業体等労働委員会委員任命につき同意を求めるの件

○副議長(原健三郎君) お諮りいたします。

内閣から、公共企業体等労働委員会委員に大川一司君を任命したので、公共企業体等労働関係法第二十条第二項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案中修正の件(内閣提出)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案中修正の件(内閣提出)

昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その一)

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案外五案中修正の件

一九二

地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案中修正の件(内閣提出)

昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案中修正の件(内閣提出)

昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案中修正の件(内閣提出)

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案中修正の件(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) お諮りいたします。

内閣から、昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特

例等に関する法律案、昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案、昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案、昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案、昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案、右六案に対し、それぞれ修正したいとの申し出があります。

通商産業大臣、建設大臣、自治大臣、農林大臣から発言を求められております。順次これを許します。通商産業大臣佐藤榮作君。

〔国務大臣佐藤榮作君登壇〕

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま提案になりました昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案の修正の件につきまして、修正理由及びその概要を御説明申し上げます。

本年六月の梅雨前線集中豪雨、七月及び八月の集中豪雨に引き続き九月の第二室戸台風は、中小企業者に対して甚大な被害を与えており、その急速な立ち直りをはかるためには、その事業の再建資金の融通の円滑化をはかることが急務と考えまして、先般、本特別措置法案を提案した次第であります。その後において判明したところにより、本年九月の第二室戸台風により中小企業者が受けた被害は、広範かつ深刻にわたっておりまして、これらの中小企業者の再建を促進するために、本特別措置法案で予定いたしておりましたところの商工組合中央金庫に対する利子補給対象融資金額について、その大幅な拡大をはかる必要が生じてきた次第であります。

従いまして、利子補給融資金額の限度について、個々の中小企業者にあつては一人当たり五十万円とあるのを百万円に、中小企業者の団体にあつては一団体当たり百五十万円とあるのを三百万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

以上、本特別措置法案の修正理由及びその概要を申し述べましたが、何とぞ御承諾あらんことをお願い申し上げます。次第であります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 建設大臣中村梅吉君。

〔国務大臣中村梅吉君登壇〕

○国務大臣(中村梅吉君) 昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案中修正につきまして、その要旨を御説明申し上げます。

この修正は、事業主体が、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害であつて、政令で定める地域に発生したものであり、滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、第二種公営住宅を建設するときは、同年十月二日鹿児島市に発生した火災により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、第二種公営住宅を建設するときは、国は、公営住宅法の規定にかかわらず、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割以内について、予算の範囲内において、建設に要する費用の四分の三を補助することができるといたしまして、鹿児島市における公営住宅の建設を促進しようとするものでございます。

以上が、この修正の要旨でございます。次に、昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震によ

る災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案中修正につきまして、その要旨を御説明申し上げます。

本年六月から九月にかけての梅雨前線豪雨、第二室戸台風等による災害につきましては、さきに国会に提出いたしました昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案によりまして、公共土木施設の災害復旧事業費に対する国庫負担率の引き上げ等の措置を講ずることいたしました。その後、北海道等におきまして、本年十月上旬の水害により公共土木施設について激甚な被害を受けたのであります。政府といたしましては、かかる災害の状況にかんがみ、すでに国会に提出いたしました昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案について本年十月上旬の水害を加え、十月上旬の水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等につきましても、本年六月から九月までの災害の場合と同様の措置をとり得るよういたし、災害復旧等の促進をはかることとしたのであります。

以上が、この修正の要旨でございます。次に、昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震によ

る災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案中修正につきまして、その要旨を御説明申し上げます。

本年六月から九月にかけての梅雨前線豪雨、第二室戸台風等による災害につきましては、さきに国会に提出いたしました昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案によりまして、公共土木施設の災害復旧事業費に対する国庫負担率の引き上げ等の措置を講ずることいたしました。その後、北海道等におきまして、本年十月上旬の水害により公共土木施設について激甚な被害を受けたのであります。政府といたしましては、かかる災害の状況にかんがみ、すでに国会に提出いたしました昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案について本年十月上旬の水害を加え、十月上旬の水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等につきましても、本年六月から九月までの災害の場合と同様の措置をとり得るよういたし、災害復旧等の促進をはかることとしたのであります。

何とぞ御承認のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 自治大臣安井謙君。

〔国務大臣安井謙君登壇〕

○国務大臣(安井謙君) さきに提出いたしました法律案におきましては、本年の災害を受けた地方公共団体に対し、地方債の発行の特例を認め、さらに農地等の小災害復旧事業にかかる地方債について国が元利補給を行なうこととされておりますが、その後の災害の発生状況にかんがみまして、十月上旬の水害につきましても、これらの特例を適用するとともに、本年の災害を受けた公共土木施設及び公立学校施設につきましても、国の特例措置の一環として、小災害復旧事業債について国が元利補給を行ない、もって被害を受けた地方公共団体の財政運営と小災害復旧事業の円滑化をはからうとするものであります。

以上がこの修正の理由であります。次に、この修正の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税等の減免により生ずる財政収入の不足を補うため、または災害対策に通常要する費用の財源とするために、地方債をもってその財源とすることができ、地方公共団体及び農地等の小災害復旧事業にかかる地方債について元利補給金を交付する地方公

共団体に、本年十月上旬の水害を受けたものを追加しよとするものであります。

第二は、公共土木施設及び公立学校施設の小災害復旧事業債の元利補給であります。これは、公共土木施設については、一カ所の工事の費用が、道府県及び五大市については十万元以上十萬五千元未満、その他の市町村については五万円以上十万円未満、公立学校施設については、一学校ごとの工事の費用が十万円をこえる災害復旧事業に対して発行が許可された地方債について、国がその元利償還金の百分の三十八・二に相当する額の元利補給を行なうとするものであります。

なお、この種の地方債については、元利償還額の二八・五%ないし五七%が地方交付税の基準財政需要額に算入されますので、交付団体においては、国の行なり三八・二%の元利補給金と、あわせて元利償還額の六六・七%から九五・二%に相当する部分の財源が関係地方公共団体に付与されることになるわけであり、また対象となる団体の指定は政令にゆだねられておりますが、従来の例に準じ、財政力に比し被害の著しいものを指定いたす予定であります。

第三は、以上申し上げました改正に伴い、地方債の引き受け、起債許可の協議及び政令への委任に関する規定に

ついて、必要な整理を行なうとするものであります。

以上が、昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案の修正についての理由及びその要旨であります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 農林大臣河野一郎君。

〔国務大臣河野一郎君登壇〕

○国務大臣(河野一郎君) ただいま提案になりました昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案中修正の内容について御説明申し上げます。

この修正は、十月初旬北海道南部に発生した水害の状況にかんがみ、この水害を、この法律案に規定する農林水産業施設及び開拓地の入植施設の災害復旧事業並びに災害関連事業に関する特別の助成措置の対象となる災害に加えることとするものであります。

次に、昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の

特例に関する法律案の修正の内容を御説明申し上げます。

この修正は、昭和三十六年五月から九月までの天災による被害農林漁業者に貸し付けられる経営資金について、次の二つの特例を追加するものであります。すなわち、タケノコの生産をおもな業務とする被害農林漁業者に貸し付けられる場合で、その貸付資金のうちタケノコの生産に必要な資金として貸し付けられるものが含まれる場合の貸付限度を三十万円とし、償還期限を七年とする、及びもつばら果樹の栽培を業とする被害農林漁業者に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられる場合の貸付限度額を五十万円とするものであります。

何とぞ御承諾あらんことをお願いいたします。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 六件を一括して採決いたします。

この六件はいずれも修正を承諾するに御異議はございませんか。

〔異議なしと「呼ぶ者あり」〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、承諾するに決しました。

日程第一 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 石炭鉱山保安臨時措置法案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、日程第二、石炭鉱山保安臨時措置法案、右両案を一括して議題といたします。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律

臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十二条」を「第七十二条の三」に改める。

第二条第一項中「特別鉱害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)第二条第二項の特別鉱害を除く。」を削る。

第四十八条第二項中「復旧基本計画の変更について第六十六条第二項」を「次条第三項」に改める。

第四十九条中「負担区分に関するこれらの者の」を「次条第一項の規定により納付金を納付すべき者及び第五十二条の規定により復旧費を負担

すべき者の負担区分に関する」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 事業団は、前項の規定により見込納付金額及び負担額を記載する場合において、次条第一項の規定により納付金を納付すべき者若しくは第五十二条の規定により復旧費を負担すべき者が事業の廃止若しくは休止、災害その他の理由により資力を有しないため、次条第一項若しくは第五十二条の規定により納付することとなる納付金若しくは負担金の額の全部若しくは一部を納付することが著しく困難であると認められるとき、又は次条第一項の規定により納付金を納付すべき者の所在が不明であるときは、同項又は第五十二条の規定により納付することとなる納付金又は負担金の額からその全部又は一部を控除した額をその見込納付金額又は負担額として記載しなければならない。
- 3 事業団は、前項の規定により公共施設の復旧工事に關し見込納付金額又は負担額を減額して記載しようとするときは、あらかじめ、当該公共施設の負担区分についてその維持管理を行なう地方公共団体の同意を得なければならない。

(納付金等の減免)
第五十二条の二 第四十九条第二項の規定により賠償義務者又は前条の受益者の見込納付金額又は負担額を減額して記載した復旧基本計画について第四十八条第一項の規定による認可があつたときは、当該賠償義務者又は前条の受益者は、第五十条第一項又は前条の規定にかかわらず、当該復旧基本計画に記載された見込納付金額又は負担額と第五十条第一項又は前条の規定により納付することとなる納付金又は負担金の額との差額に相当する額を納付することを要しない。

- 第五十三条中「第六十六条第二項」を「第四十九条第三項」に、「第四十八条第一項後段の規定による変更の認可」を「第四十八条第一項の規定による認可」に、「前条」を「第五十二条」に改める。
- 第五十三条の二 第一項中「第六十六条第三項」を「第五十二条の二」に改め、同条の次に次の一条を加える。
- (特定の応急工事に要する費用の特例)
第五十三条の三 通商産業大臣が次の各号に該当すると認めた鉱害の復旧に係る応急工事は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で国及び地方公共団体の費用をもつて施行することができる。
- 一 当該鉱害が天災その他の不可抗力と競合して発生したことその他の特別の事情により賠償義務者及びその責任の範囲を早急に確定することが困難であること。
 - 二 当該鉱害を放置するときは、著しい被害を生じ、又は民生の安定を著しく害するおそれがあること。
 - 三 前項の応急工事に施行者は、同項の応急工事を施行しようとするときは、あらかじめ、当該応急工事の概要及びこれに要する費用につき、主務大臣及び当該応急工事に要する費用を支弁する地方公共団体の長の承認(応急工事の施行者が当該応急工事に要する費用を支弁する地方公共団体である場合に於ては、主務大臣の承認)を受けなければならない。
 - 四 第一項に規定する場合において、当該鉱害の賠償義務者及びその責任の範囲が確定し、又は賠償義務者以外の者が当該応急工事に要する費用を負担すべきものがあることが判明したときは、当該賠償義務者又は費用を負担すべき者は、政令で定めるところにより、その責任又は受益の限度において、国及び地方公共団体に對し、負担金を納付しなければならない。

- 4 前項の規定により負担金を納付すべき者については、当該応急工事に要する費用に限り、第五十条第一項及び第五十二条の規定は、適用しない。
- 2 第六十四条に次の一項を加える。
- 2 第五十三条の三第三項の規定により負担金を納付すべき者が当該負担金を納付すべき期日は、当該鉱害の賠償義務者及びその責任の範囲が確定し、又は賠償義務者以外の者が当該応急工事に要する費用を負担すべきものがあることが判明した日以後において当該応急工事に係る主務大臣及び地方公共団体の長が定める期日とする。
- 第六十六条を次のように改める。
- 第六十六条 削除
- 第七十一条第三項を削る。
- 第三章第三節第七十二条の次に次の二条を加える。
- 第七十二条の二 国及び地方公共団体は、次項において準用する第七十条第一項の規定による督促を受けた者(地方公共団体を除く)がその指定の期限までに第五十三条の三第三項の負担金及び次項において準用する前条の規定による延滞金を納付しないときは、国に於ては国税滞納処分の例により、地方公共団体に於ては地方税の滞納処分の例により、これを処分する。

- 2 第七十条及び前条の規定は、第五十三条の三第三項の規定により負担金を納付すべき者が当該負担金を納付しない場合に準用する。
- 第七十二条の三 第七十一条及び前条第一項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 2 前項に規定する徴収金を徴収する権利は、五年間行なわれない場合においては、時効により消滅する。
- 第九十四条第五項中「第六十六条第三項」を「第五十二条の二」に改める。

- 附則第二項中「施行の日から十年以内」を「昭和四十七年七月三十一日まで」に改める。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
 - 2 昭和三十六年度の復旧基本計画の作成及び変更並びに当該変更に係る復旧費については、なお従前の例による。
- 理由
- 鉱害復旧事業を円滑に推進するため、臨時石炭鉱害復旧法の有効期間を十年延長するとともに、特定の応

急工事は、国及び地方公共団体の費用をもつて施行することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱山保安臨時措置法案

右
国会に提出する。

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

石炭鉱山保安臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、石炭鉱山の状態を総合的に調査して、その保安に関する設備の整備の促進を図るとともに、保安を確保することが困難なため鉱業を廃止する石炭鉱山に対しその廃止を円滑に行なわせるための措置を講じ、もつて石炭鉱山における保安を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鉱業権」、「探掘権」又は「租鉱権」とは、石炭を目的とする鉱業権、探掘権又は租鉱権をいい、「鉱業権者」、「探掘権者」又は「租鉱権者」とは、石炭を目的とする鉱業権、探掘権又は租鉱権を有する者であり、「鉱区」又は「租鉱区」とは、石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区をいう。

2 この法律において「石炭鉱山」とは、石炭鉱業を行なう事業場をいう。

(行為の効力)

第三条 この法律の規定によつてした処分及び探掘権者、租鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

(調査)

第四条 通商産業大臣は、石炭鉱山における保安を確保するため、この法律の施行の際現に鉱業を行なっている探掘権者又は租鉱権者について、石炭の鉱量及び品位、鉱床の状態その他の自然条件に関する事項、経理的基礎及び技術的能力に関する事項並びに保安に関する設備、保安教育その他の保安に関する事項に關し総合的調査を行なうものとする。

(保安に関する事項の改善の勧告)

第五条 通商産業大臣は、前条の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、探掘権者又は租鉱権者に対し、その石炭鉱山における保安に関する事項の改善に關し勧告をすることが出来る。

2 探掘権者又は租鉱権者は、前項の勧告を受けたときは、直ちに、その勧告の内容を鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十九

条第一項の規定によりその石炭鉱山に設けられた保安委員会に通知しなければならない。

(鉱業の廃止の勧告)

第六条 通商産業大臣は、第四条の調査の結果に基づき、保安を確保することが困難であると認められる石炭鉱山の探掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、その石炭鉱山における鉱業の廃止の勧告をすることが出来る。

2 前条第二項の規定は、前項の勧告に準用する。

(資金の確保)

第七条 政府は、石炭鉱山における保安に関する設備の整備に必要な資金の確保に努めるものとする。

(石炭鉱山整理交付金の交付)

第八条 国は、政令で定めるところにより、第六条第一項の勧告を受けた探掘権者又は租鉱権者がその石炭鉱山における鉱業を廃止して当該探掘権又は租鉱権の放棄による消滅の登録を受けた場合は、当該探掘権者又は租鉱権者に対し、石炭鉱山整理交付金(以下「交付金」という。)を交付することが出来る。

2 交付金は、前項の規定によりその交付を受けることとなつた者(以下「廃止事業者」という。)のために、石炭鉱業合理化事業団

(以下「事業団」という。)に対し交付するものとする。

(公示)

第九条 通商産業大臣は、廃止事業者に係る探掘権又は租鉱権の消滅の登録が行なわれたときは、すみやかに、当該廃止事業者について交付金を交付する旨及び当該鉱区又は租鉱区に關する鉱害について賠償請求権を有する者は、六十日以上の一定期間内に事業団に対し権利の申出をすべき旨を公示しなければならない。

2 前項の賠償請求権を有する者が同項の期間内に同項の申出をしなかつたときは、当該鉱区又は租鉱区に關する鉱害について有する当該賠償請求権については、次条第一項の規定による債務の弁済を請求することができない。

(債務の弁済)

第十条 事業団は、廃止事業者に代理して、第八条第二項の規定により交付を受けた交付金の額(以下「交付金額」という。)をこえない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる債務の弁済を行なう。

一 廃止事業者が放棄した探掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の掘採及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対し当該

廃止事業者が負担する賃金の支払の債務であつて当該探掘権又は租鉱権を放棄した日までに弁済期の到来しているもの

二 廃止事業者が放棄した探掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に關する鉱害の賠償債務

2 前項の通商産業省令には、同項各号に掲げる債務の弁済が公平に行なわれることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の合計額が交付金額をこえる場合における同項第一号に掲げる債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度を定めておかなければならない。

3 事業団は、廃止事業者が破産法(大正十一年法律第七十一号)その他の法令の規定によりその債務の弁済を制限されている場合においても、これらの法令の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる債務の弁済を行なうことができる。

(交付金の引渡し)

第十一条 事業団は、前条第一項の規定により一の廃止事業者に係る同項各号に掲げる債務の全部を弁済した場合において、当該廃止事業者に係る交付金額に残余があるときは、遅滞なく、通商産業大臣の承認を受けて、その残余に相当する金額を当該廃止事業者に引き渡さなければならない。一の廃止

事業者に係る交付金額に残余があることが確定であると認められる場合も、同様とする。

(交付金を受ける権利の保護)

第十二条 廃止事業者が交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、廃止事業者が前条の規定により交付金の引渡しを受ける権利については、この限りでない。

(政令への委任)

第十三条 前五条に規定するもののほか、交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業団の業務)

第十四条 事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)第二十五条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行なう。

- 一 第八条第二項及び第十条第一項の規定による廃止事業者の代理並びに第十一条の規定による交付金の引渡しに関する業務
- 二 前号の業務に附帯する業務
- 2 事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法第二十六条第一項の業務の方法には、前項各号に掲げる業務に関する業務の方法を定めておかなければならない。
- 3 事業団が第八条第二項の規定により交付を受けた交付金を運用し

た場合に生ずる利子は、第一項各号に掲げる業務の執行に必要な経費にあてるとする。

4 事業団は、第一項各号に掲げる業務に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

5 石炭鉱業合理化臨時措置法第五十二条第二項、第五十三条並びに第八十九条第四号及び第五号の規定は、第一項各号に掲げる業務について準用する。

6 第一項各号に掲げる業務は、石炭鉱業合理化臨時措置法第八十九条第二号の規定の適用については、同法第二十五条第一項に規定する業務とみなす。

(鉱業権の設定の出願の不許可等)

第十五条 通商産業局長は、廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域について、採掘権の設定若しくは鉱区の増加の出願又は租鉱権の設定若しくは租鉱区の増加の認可の申請があつたときは、当該区域については、その出願を許可し、又はその申請の認可をしてはならない。

2 廃止事業者は、その放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域と重複する鉱区に係る鉱業権を譲り受けてはならない。

(鉱山労働者に対する金銭の支払)

第十六条 国は、政令で定めるところにより、廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する運炭その他の業務に従事していた鉱山労働者であつて当該廃止事業者がその石炭鉱山における鉱業を廃止したことにより解雇されたものに対し、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条の平均賃金の三十日分に相当する金額を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払の義務は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、この法律の施行後二年を経過した日に、その効力を失う。ただし、この法律の失効前に第六条第一項の規定による鉱業の廃止の勧告を受けた採掘権者又は租鉱権者に係る交付金及び当該交付金に係る事業団の業務、廃止事業者が放棄した採掘権若しくは租鉱権の鉱区若しくは租鉱区の区域についての鉱業権の設定若しくは

鉱区の増加の出願の許可若しくは租鉱権の設定若しくは租鉱区の増加の申請の認可又は廃止事業者に係る鉱業権の譲受け並びに廃止事業者がその石炭鉱山における鉱業を廃止したことにより解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払に關しては、なお従前の例による。

第二条の二第一項中「この法律の規定によつてした処分」を「この法律の規定(第五十四条を除く。以下この条において同じ。)によつてした処分」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の表中「三、四九三人」を「三、五〇五人」に、「三、七二〇人」を「三、七二二人」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項の表中「一、〇六五人」を「一、一〇五人」に、「二、三二七人」を「二、三三七五人」に改める。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

5 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を次のように改正する。

目次中「坑口の開設」を「坑口の開設等」に改める。

第一条中「坑口の開設」を「坑口の開設等」に改める。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、石炭の採掘のために坑口を使用しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 前項の許可を受けて開設された坑口を当該許可を受けた鉱業権者又は租鉱権者が使用するとき。
 - 二 鉱山保安法第二十五条第一項の規定による鉱山保安監督部長の命令に基づいて開設された坑口を当該命令を受けた鉱業権者又は租鉱権者が使用するとき。
- 第五十五条第一項を次のように改める。
- 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 その申請に係る坑口を使用
して石炭を掘採しようとする
鉱区又は租鉱区の石炭の鉱
量、品位その他の自然条件及
びその鉱区又は租鉱区の立地
条件上その坑口を使用して掘
採する石炭の生産能力が通商
産業省令で定める基準をこえ
ることとなること。ただし、
通商産業省令で定める種類の
坑口であつて、現に存する石
炭坑における石炭の生産条件
を著しく改善することとなる
ものであるときは、この限り
でない。

二 その申請に係る鉱業権者又
は租鉱権者が当該鉱区又は租
鉱区における保安を確保する
に足る経理的基礎及び技術
的能力を有すること。

第五十五条第二項中「前項」を
「第一項第一号」に改め、同項を同
条第三項とし、同条第一項の次に
次の一項を加える。

2 前項第二号の規定は、前条第
二項の許可に準用する。

第五十六条第一項中「坑口の開
設の工事をしたとき」を「坑口の開
設工事をし、若しくは坑口を使用
したとき」に改める。

第八十四条中「坑口の開設の工
事をした者」を「坑口の開設の工

をし、又は坑口を使用した者」に
改める。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一
部改正に伴う経過措置)

6 この法律の施行の際現に石炭の
掘採のために使用されている坑口
については、当該坑口を石炭の掘
採のために使用すべき鉱区又は租
鉱区の鉱業権者又は租鉱権者がそ
の使用について改正後の石炭鉱業
合理化臨時措置法第五十四条第二
項の許可を受けたものとみなす。
ただし、同項の許可を受けること
を要しない場合については、この
限りでない。

理 由

石炭鉱山における最近の災害の状
況にかんがみ、石炭鉱山における保
安の確保を図るため、石炭鉱山の実
態を総合的に調査して、その保安に
関する設備の整備促進のために必要
な措置及び保安を確保することが困
難なため鉱業を廃止する石炭鉱山に
対しその廃止を円滑に行なわせるた
めの措置を講ずる等の必要がある。
これが、この法律案を提出する理由
である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告
を求めます。石炭対策特別委員長有田
喜一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔有田喜一君登壇〕

○有田喜一君 ただいま議題となりま
した臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正
する法律案外一件について、石炭対策
特別委員会における審議の経過並びに
結果の概要を御報告申し上げます。
まず、臨時石炭鉱害復旧法の一部を
改正する法律案について申し上げます。

本案は、鉱害復旧事業を円滑に推進
するため、現行法の有効期間を十年間
延長するとともに、天災等の不可抗力
により発生した鉱害の復旧等特定の応
急工事は、国及び地方公共団体の費用
をもって施行することができると等
を規定したものであります。

本案は、九月三十日当委員会に付託
され、十月七日佐藤通商産業大臣より
提案理由の説明を聴取し、自來数次に
わたり慎重な審議を重ねたのでありま
す。昨十月十九日に至り、質疑を終了
し、直ちに採決に付しましたところ、
全会一致をもって可決すべきものと決
した次第であります。

なお、本案に対し、鉱害発生の子
防、終盤山後の鉱害処理の円滑化等を
強く政府に要望する附帯決議を付する
ことに決しました。

次に、石炭鉱山保安臨時措置法案に
ついて申し上げます。

本案は、最近相次いで発生する炭鉱災
害を防止するため、石炭鉱山の総合的
調査を行ない、保安確保の困難な鉱山

を休廃山せしめ、もつて鉱山の保安を
確保することを目的として提案された
ものであります。

その内容のおもなる点は、一、通産
大臣は、石炭鉱山の事態につき総合的
な調査を行ない、保安に関する事項の
改善勧告をすること、一、勧告を受け
て鉱業を廃止する採掘権者等に対して
は、石炭鉱山整理交付金を交付するこ
と、一、交付金額の範囲内で未払い賃
金、鉱害賠償の債務弁済を行なうこ
と、一、本法の有効期間は二年とする
等であります。

本案は、九月三十日当委員会に付託
され、十月七日佐藤通商産業大臣より
提案理由の説明を聴取し、自來数次に
わたり熱心に審議を重ねたのでありま
す。昨十月十九日に至り、質疑を終了
し、直ちに採決に付しましたところ、
全会一致をもって可決すべきものと決
した次第であります。

なお、本案に対し、鉱山保安法の抜
本的改正、本案施行により発生する炭
鉱職業者の雇用の確保に関する万全の
措置を強く政府に要望する趣旨の附帯
決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○副議長(原健三郎君) 両案を一括し
て採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御
異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと
認めます。よつて、両案は委員長報告
の通り可決いたしました。

日程第三 オリンピック東京大会
の馬術競技に使用する施設の建
設等のための日本中央競馬会の
国庫納付金等の臨時特例に關す
る法律案(オリンピック東京大
会準備促進特別委員長提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第三は、
委員長提出の議案でありますから、委
員会の審査を省略するに御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと
認めます。

日程第三、オリンピック東京大会の
馬術競技に使用する施設の建設等のた
めの日本中央競馬会の国庫納付金等の
臨時特例に關する法律案を議題といた
します。

オリンピック東京大会の馬術競技
に使用する施設の建設等のための
日本中央競馬会の国庫納付金等の
臨時特例に關する法律案
右の議案を提出する。

昭和三十六年十月十九日
提出者
オリンピック
東京大会準備
促進特別委員
長 島村 一郎

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二)

オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案 国民年金法の一部を改正する法律案外四案

一九八

オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律

第一条 日本中央競馬会は、競馬の開催による収入をもつて、その所有し又はその所有に属すべき政令で定める施設又は設備であつて、昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会の馬術競技のために使用するものの建設又は整備に要する経費(当該施設の用に供する土地を取得するために必要な経費を含む。)に充てるため、競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第三条第一項の規定にかかわらず、昭和三十七年一月一日以降全競馬場を通じて年二回を限り、農林大臣の許可を受けて臨時に同法による競馬を開催することができ

る。

第二条 日本中央競馬会は、日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第二十七条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、前条の規定により開催する競馬につき競馬法第五条の規定により発売する勝馬投票券の発売金額から同法第十二条第五項の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十に相当する金額の全部又は一部を国庫に納付することを要しない。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律は、昭和三十九年十二月三十一日限り、その効力を失ふ。

理由

オリンピック東京大会の馬術競技に使用する日本中央競馬会の施設又は設備を建設又は整備するため、日本中央競馬会が臨時競馬を開催し、その益金をもつてその建設又は整備の経費に充てることができるよう競馬法及び日本中央競馬会法の臨時特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 提出者の趣旨を明瞭に述べます。オリンピック東京大会準備促進特別委員長島村一郎君。

〔島村一郎君登壇〕

○島村一郎君 たいい議題となりましてオリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由とその内容を御説明いたします。

オリンピック東京大会の開催については、かねてから国会といたしまして、数次にわたりその準備促進について態度を明らかにして参つたのでありますが、本案は、この趣旨に沿ひ、同大会の馬術競技のために使用する諸施設

の整備をはかるため、日本中央競馬会の行なう競馬の開催及びこれに関する国の納付金について特例措置をいたそうとするものであります。

すなわち、わが国における馬術競技の健全な発達に寄与することをその任務とする日本中央競馬会が、オリンピック東京大会に協力することは適当であると存ぜられますが、三年後に控えました大会を支援なく開催いたしますには、同競技に使用される諸施設を手抜かりなく建設、整備いたす必要があるものであります。しかして、必要施設の建設、整備には多額の資金を必要といたしますので、昭和三十七年一月一日から三年間、全競馬場を通じて年二回の範囲内において農林大臣の許可を得て臨時に競馬を開催し、その競馬の国庫納付金についてはその全部または一部を免除することとし、これによりオリンピック東京大会の馬術競技に使用する諸施設の建設、整備をはかるというものが本案の趣旨であります。

オリンピック東京大会準備促進特別委員会におきましては、昨十九日賛成多数で本案を委員会提出の法律案として提出するに決した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

日程第四 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 年金福祉事業団法案(内閣提出)

日程第六 児童扶養手当法案(内閣提出)

日程第七 通算年金通則法案(内閣提出)

日程第八 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第四、国民年金法の一部を改正する法律案、日程第五、年金福祉事業団法案、日程第六、児童扶養手当法案、日程第七、通算年金通則法案、日程第八、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。

国民年金法の一部を改正する法律案

年金福祉事業団法案

児童扶養手当法案

通算年金通則法案

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長中野四郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中野四郎君登壇〕

○中野四郎君 たいい議題となりまして五法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国民年金法は、昭和三十四年、第三十一回国会において成立し、すでに同年十一月から福祉年金制度は施行され、また、本年四月からは、拠出制度について保険料の徴収が開始されたことにより、本法は全面的に実施される運びとなつたのであります。しかるに、本法実施の過程においては、各方面からいろいろ改善の要望が寄せられて参つたことにかんがみ、その改正法案が第三十八回国会に提出されたのでありますが、審査未了となりましたので、今回、さきに本委員会でも修正された内容を取り入れ、再度提出されたものでございます。

以下、本案の内容について、まず、拠出年金に関する事項よりその概略を御説明申し上げます。

第一に、老齢年金の支給開始年齢は、現行六十五才であるのを、六十才

に達すれば繰り上げて年金を支給する道を開いたこと、第二は、保険料の免除を受けるなど、保険料納付期間が不足のため、老齢福祉年金しかもらえない人に対しても、新たに六十五才から七十才までの間、特例による老齢年金を支給すること、第三は、準母子世帯に対し、母子年金の例によって準母子年金を支給すること、第四は、障害、母子、準母子及び遺児の各年金の受給資格としては、三年以上の保険料の納付が必要であったのを改め、これを一年に短縮すること、第五は、遺児年金の額を、現行の老齢年金額の四分の一相当額から二分の一相当額まで引き上げ、最低保障額を現行の七千二百円から一万二千円に引き上げること、第六は、保険料を三年以上納付した者が死亡した場合は、その遺族に対して、保険料納付の期間に応じて、五千円から五万二千円までの死亡一時金を支給すること等であります。

次に、福祉年金に関する事項の第一は、拠出年金における準母子年金と同様に、準母子福祉年金制度を設けること、第二は、義務教育終了前の子、孫、弟妹の生計を維持する場合の福祉年金の所得制限額十三万円に加算される額を、現行の一万五千円から三万円に引き上げること、第三は、母子福祉年金は、同一世帯に二十五才以上の子がおっても、今後は、その子に一定額以上の所得があるときに限って支給停止をすること、第四は、福祉年金の支給制限について、一昨年の伊勢湾台風に際して制定された特別措置法の内容を恒久化すること等であります。

次に、年金福祉事業団法案について申し上げます。

本年四月からの拠出制国民年金の発足により、国民皆年金がようやく実現の運びとなりましたが、その主柱である厚生年金や国民年金の積立金は、昭和三十六年度分のみでも、厚生年金は一千四百億円の増、国民年金は初年度三百億円の増と推定されており、この両年金の積立金の運用は、年金制度の今後の発展にきわめて密接な関係をする問題であります。よって、これらの融資を円滑に実施するため、今回新たに年金福祉事業団を設置せんとするものであります。すなわち、本事業団は、特別の法人として、本年度においては還元融資の総額三千三百三十五億円のうちから、地方公共団体以外のもに直接貸し付ける分として五十億円がこれに充てられることになっております。

次に、児童扶養手当法案について申し上げます。

父母の離婚後、父と生計を異にしている児童、父と死別した児童、父が廃疾である児童等につきましては、これらに育てる家庭の所得水準は低い場合が多く、児童扶養のかたに多大の困難が見られるのであります。かかる事情に対し、社会保障の一環として、母子家庭の児童及びこれに準ずる状態にある児童について一定の手当を支給する制度を設け、これによって児童の福祉の増進をはかるうとするのが本法律案の目的であります。

そのおもなる内容について申し上げます。

まず、第一に、支給の範囲であります。死亡等の理由で義務教育終了前の児童を母が監護している場合、及び父母の不在義務教育終了前の児童を父母以外の者が養育している場合に支給するものであります。ただし、すでに公的年金制度による年金を受けている場合、または、その所得が十三万円に、児童一人につき三万円を加算した額以上である場合等には支給しないことになっております。

次に、児童扶養手当の額であります。第二に、児童扶養手当の額であります。第二に、児童一人の場合には月八百円、二人の場合には千二百円、三人以上の場合は、千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額を支給するものであります。

次に、児童扶養手当法案について申し上げます。

父母の離婚後、父と生計を異にしている児童、父と死別した児童、父が廃疾である児童等につきましては、これらに育てる家庭の所得水準は低い場合が多く、児童扶養のかたに多大の困難が見られるのであります。かかる事情に対し、社会保障の一環として、母子家庭の児童及びこれに準ずる状態にある児童について一定の手当を支給する制度を設け、これによって児童の福祉の増進をはかるうとするのが本法律案の目的であります。

そのおもなる内容について申し上げます。

まず、第一に、支給の範囲であります。死亡等の理由で義務教育終了前の児童を母が監護している場合、及び父母の不在義務教育終了前の児童を父母以外の者が養育している場合に支給するものであります。ただし、すでに公的年金制度による年金を受けている場合、または、その所得が十三万円に、児童一人につき三万円を加算した額以上である場合等には支給しないことになっております。

次に、児童扶養手当の額であります。第二に、児童一人の場合には月八百円、二人の場合には千二百円、三人以上の場合は、千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額を支給するものであります。

次に、児童扶養手当の額であります。第二に、児童一人の場合には月八百円、二人の場合には千二百円、三人以上の場合は、千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額を支給するものであります。

次に、児童扶養手当法案について申し上げます。

父母の離婚後、父と生計を異にしている児童、父と死別した児童、父が廃疾である児童等につきましては、これらに育てる家庭の所得水準は低い場合が多く、児童扶養のかたに多大の困難が見られるのであります。かかる事情に対し、社会保障の一環として、母子家庭の児童及びこれに準ずる状態にある児童について一定の手当を支給する制度を設け、これによって児童の福祉の増進をはかるうとするのが本法律案の目的であります。

そのおもなる内容について申し上げます。

まず、第一に、支給の範囲であります。死亡等の理由で義務教育終了前の児童を母が監護している場合、及び父母の不在義務教育終了前の児童を父母以外の者が養育している場合に支給するものであります。ただし、すでに公的年金制度による年金を受けている場合、または、その所得が十三万円に、児童一人につき三万円を加算した額以上である場合等には支給しないことになっております。

次に、児童扶養手当の額であります。第二に、児童一人の場合には月八百円、二人の場合には千二百円、三人以上の場合は、千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額を支給するものであります。

次に、児童扶養手当の額であります。第二に、児童一人の場合には月八百円、二人の場合には千二百円、三人以上の場合は、千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額を支給するものであります。

次に、児童扶養手当法案について申し上げます。

父母の離婚後、父と生計を異にしている児童、父と死別した児童、父が廃疾である児童等につきましては、これらに育てる家庭の所得水準は低い場合が多く、児童扶養のかたに多大の困難が見られるのであります。かかる事情に対し、社会保障の一環として、母子家庭の児童及びこれに準ずる状態にある児童について一定の手当を支給する制度を設け、これによって児童の福祉の増進をはかるうとするのが本法律案の目的であります。

そのおもなる内容について申し上げます。

まず、第一に、支給の範囲であります。死亡等の理由で義務教育終了前の児童を母が監護している場合、及び父母の不在義務教育終了前の児童を父母以外の者が養育している場合に支給するものであります。ただし、すでに公的年金制度による年金を受けている場合、または、その所得が十三万円に、児童一人につき三万円を加算した額以上である場合等には支給しないことになっております。

次に、児童扶養手当の額であります。第二に、児童一人の場合には月八百円、二人の場合には千二百円、三人以上の場合は、千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額を支給するものであります。

次に、児童扶養手当の額であります。第二に、児童一人の場合には月八百円、二人の場合には千二百円、三人以上の場合は、千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額を支給するものであります。

次に、児童扶養手当法案について申し上げます。

父母の離婚後、父と生計を異にしている児童、父と死別した児童、父が廃疾である児童等につきましては、これらに育てる家庭の所得水準は低い場合が多く、児童扶養のかたに多大の困難が見られるのであります。かかる事情に対し、社会保障の一環として、母子家庭の児童及びこれに準ずる状態にある児童について一定の手当を支給する制度を設け、これによって児童の福祉の増進をはかるうとするのが本法律案の目的であります。

そのおもなる内容について申し上げます。

まず、第一に、支給の範囲であります。死亡等の理由で義務教育終了前の児童を母が監護している場合、及び父母の不在義務教育終了前の児童を父母以外の者が養育している場合に支給するものであります。ただし、すでに公的年金制度による年金を受けている場合、または、その所得が十三万円に、児童一人につき三万円を加算した額以上である場合等には支給しないことになっております。

次に、児童扶養手当の額であります。第二に、児童一人の場合には月八百円、二人の場合には千二百円、三人以上の場合は、千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額を支給するものであります。

次に、児童扶養手当の額であります。第二に、児童一人の場合には月八百円、二人の場合には千二百円、三人以上の場合は、千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額を支給するものであります。

次に、児童扶養手当法案について申し上げます。

父母の離婚後、父と生計を異にしている児童、父と死別した児童、父が廃疾である児童等につきましては、これらに育てる家庭の所得水準は低い場合が多く、児童扶養のかたに多大の困難が見られるのであります。かかる事情に対し、社会保障の一環として、母子家庭の児童及びこれに準ずる状態にある児童について一定の手当を支給する制度を設け、これによって児童の福祉の増進をはかるうとするのが本法律案の目的であります。

そのおもなる内容について申し上げます。

まず、第一に、支給の範囲であります。死亡等の理由で義務教育終了前の児童を母が監護している場合、及び父母の不在義務教育終了前の児童を父母以外の者が養育している場合に支給するものであります。ただし、すでに公的年金制度による年金を受けている場合、または、その所得が十三万円に、児童一人につき三万円を加算した額以上である場合等には支給しないことになっております。

次に、児童扶養手当の額であります。第二に、児童一人の場合には月八百円、二人の場合には千二百円、三人以上の場合は、千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額を支給するものであります。

次に、児童扶養手当の額であります。第二に、児童一人の場合には月八百円、二人の場合には千二百円、三人以上の場合は、千二百円に三人以上の一人につき二百円を加算した額を支給するものであります。

〔河野正君登壇〕

○河野正君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出、国民年金法の一部を改正する法律案外四件について、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

今日の日本の政治の実態は、経済が成長し、国民の所得が増大すれば、国民の間の所得格差がだんだん縮小していくという、池田総理の施政構想に基礎を置く模様がであります。しかしながら、それはものの一面であつて、ものの両面を見る正しい構想ではないのであります。特にわが国の労働力の流動は、きわめて困難であります。終身雇用制、年功序列型の賃金制度、特殊な退職手当制度、企業別の労働組合、世界無比の大きな賃金格差、その上に、かゝる加えて住宅難等々、流動をはばむあらゆる悪条件が重なつておるのであります。しかるに、そういった悪条件というものを打ち破ろうとする努力というものが全く行なわれておらないのが今日の実情であります。一方におきましては、極貧層に近いボーダー・ライン層、すなわち、準要保護世帯に属します人々というものは、厚生省の調査によりまして減少をしておらないのであります。従つて、池田内閣がこのような半面と積極的に取り組まない限り、いわゆる所得倍増計画も貧乏の追放には何ら役立つものではな

いのであります。御承知のごとく、池田総理は、口を開けば社会保障の最優先を強調して参られました。このことは、かつての、貧乏人は食糧を食えと言つた、いわゆる食糧論と対照的であつた言葉だけに、国民は非常に大きな期待を持ったのであります。しかるに、所得倍増計画が進展するにつれて、その一枚看板の社会保障はだんだんと精彩を欠き、大きく後退をして、国民に大きな失望を与えて参りました。たことも御案内の通りであります。(拍手)すなわち、池田総理は、「私はうそは言いません」といううそを言つたわけでありまして。

昭和三十四年第三十一回国会において成立を見ましたさきの福祉年金は、きわめて不十分で、給付条件に相当の不合理的な欠陥があつたといつたとしても、今まで年金制度に関係のなかつた老人や母子家庭、あるいは障害者にそれぞれ年金が支給され、これらの暗い谷間の生活の人々に明るい光明を与えたことは、一つの前進であつたと思ひます。と同時に、このことは、自民党内閣より先に国民年金法を国会に提出し、今日生まれた無拠出年金制度の発足の推進力となつたわが社会党の功を多としなければならぬと思ひます。(拍手)これに反して、拠出年金制度たる現行法は、はなはだしく不十分であるのみならず、その組み立てにきわめて大きな不合理を持つておるのであり

ます。すなわち、文字通り社会保障の形態をとつたわが社会党案との対比の中でも、数多くの欠陥と矛盾と不合理を暴露するものであつたのであります。従つて、社会保障と呼ぶにはおおよそ遠く、むしろ、市井の営利保險的な性格を強く暴露しておつたのであります。(拍手)すなわち、今回の改正案は、現行法の持つ本質的欠陥の改善には全く目をおおい、こそく的手段を講ずることによつて国民の不平と不満を糊塗しようとするものであつて、これは偽善もはなはだしいといわなければならぬのであります。御承知のごとく、憲法第二十五条でも、健康で文化的な生活を保障し、真の社会保障制度を推進する義務を国に与えておるのであります。従つて、老人や身体障害者や母子家庭等々の生活上の苦痛をなくし、また、国民の将来の不安を一掃することは、近代国家の政治の信条でなければならぬと思ひのであります。以下、今回の政府案の中で問題となつて参ります若干の点につきまして論及を試みて参りたいと思ひます。

その問題点の第一は、保険料が貧富の差にかかわらず一定額であるという点であります。このことは、社会保障の重要な側面である所得再配分の思想に欠くるものとわれわれは断ぜざるを得ないのであります。(拍手)第二の問題点は、年金支給額が全般的にははた少額に失するという点であります。このことは、さきにも申し上げた憲法第二十五条の精神に合致しないこともろんであります。国民は、四十年間の長期にわたる保険料を納め、四十五年後に、現在生活保護を受けている人々と同じ意味の生活が保障されるわけでありまして、全く所得保障の名に値しないことは、これまで論を待たないところであります。(拍手)経済成長九分を要する池田内閣が、後日、年金額を改定するというごとき逃げ口上は、われわれの断じて許しがたい点であります。(拍手)

第三の点といつたしましては、受給資格の取得期間がきわめて長く、老齢年金の開始時期がおそ過ぎるという点であります。特に、生活困難者で苦勞の多い人々こそ、生理的、肉体的にも早く年をとることは皆さん方も御承知の通りであります。しかも、各産業における企業の合理化、オートメーション化が進むにつれて、生産年齢の若年化が必至でございしますことも御案内の通りであります。従つて、完全な老齢保障を確立するためにも、老齢年金開始の時期は繰り上げるべきものと私どもは強く主張するのであります。第四の問題点といつたしましては、現行法の免除制度が対象者にとつてほとんど実効がないという点であります。政府は、国民の批判に対して隠れみのを使つてゐるのでありますが、この免除は全く無意味のものであります。すなわち、元来免除の持つ意義は、保険料を納めた場合と同様な効果を持つものでなければならぬのであります。しかるに、現行法の免除はその効果を持たず、単に保険料の強制徴収を免除されるという意味を持つのみであります。さらにひどいことは、この免除期間には国庫支出が伴わないという点であります。保険料の実際納入可能な中間層以上の人々には三分の一の国庫補助があるわけであつて、最もこれを必要とする階層の人々には、国庫支出分のこの三分の一の負担というものが全然考慮されておらぬ点であります。社会保障の一つの大きな支柱である年金に対する国庫支出というものは、所得再配分の性格を持つべきであるにもかかわらず、これらの事実、その精神を著しくじゅうりんするものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

次に、第五の問題点といつたしましては、積立金運用の規定が明確を欠き、さらに貨幣価値の変動に対処する処置、すなわち、スライド規定がきわめてあいまいであるという点であります。特に、戦後インフレの苦い経験を持つ国民は、現行法のごときあいまいなスライド規定のもとでは安心をして拠出年金制に協力できないということ、むしろ私は当然だといわざるを得ないのであります。なお、積立金の被保険者団体に対します還元がきわめ

て少なく、資金の大部分が依然として大資本、特に軍需に向けられることは、国民を愚弄するもはなはだしきと断ぜざるを得ないのであります。

(拍手)

最後に、いま一点指摘を申し上げておきたいと思ふ点は、通算制の問題であります。すなわち、政府は、今回、通算年金通則法、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案を提出してこの問題の解決をはからんと企図いたしておりますが、しかしながら、この改正点も、途中職業転換を余儀なくせしめられた人々には、はなはだしく不利を招いておる点を私は見のがしてはならぬのであります。自民党は、さきに、「国民はすべて二等列車で」と公約をいたしました。国民はこのことを喜び、大いに期待し、二等切符で二等車に乗車したのでありますが、乗ってみれば、あにはからんや、二等列車とは名のみでありまして、依然として、看板を塗りかえただけの三等列車であつたのであります。国民を欺くこと、これ自民党政府の常套手段とも私は断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

おとそ、社会保障を一度でも口にする政党政治家というものは、現状を打開し、その飛躍的な前進をはからなければ政治を担当する資格がないものと私は考えます。政府は、世の中の批判に押され、また、功を急ぐあまり、国民の納得を得ぬまま本法を強引に押し切らんとするならば、今後、さらに強大な国民の批判をこうむるであらうというところを、私は特に申し添えたいと思ふ。国民は決して盲目ではないからであります。真の社会保障たる年金制度は、真に国民のためのものであり、国民を欺瞞し、瞞着し、あるいは選挙目当ての年金であつては断じてならぬのであります。

以上のごとく、私は、ここに問題の数を強く御指摘申し上げ、同時に、強く政府の反省を促し、私の反対討論をいたす次第であります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、日程第五ないし第八の四案を一括して採決いたします。

四案の委員長の報告はいずれも可決であります。四案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、四案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 田邊國男君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案を議題といたします。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公立の高等学校に關し、配置、規模及び学級編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るため、学校の設置、学校の適正な配置及び規模並びに学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「教職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。以下第九条において同じ)、実習助手及び事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。)をいう。

2 この法律において、「全日制の課程」とは学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条に規定する全日制の課程をいい、「定時制の課程」とは同法同条に規定する定時制の課程をいい、「通信制の課程」とは同法同条に規定する通信制の課程をいう。

3 この法律において、「農業に關する学科」とは農業に關する専門教育を主とする学科をいい、「水産に關する学科」とは水産に關する専門教育を主とする学科をいい、「工業に關する学科」とは工業に關する専門教育を主とする学科をいい、「商業に關する学科」とは商業に關する専門教育を主とする学科をいい、「家庭に關する学科」とは家庭に關する専門教育を主とする学科をいう。

第二章 公立の高等学校の設置

第三条 公立の高等学校は、都道府県が設置するものとする。

2 政令で定める基準に該当する市町村(市町村の組合を含む。以下同じ)は、高等学校を設置することが出来るものとする。

第三章 公立の高等学校の適正な設置及び規模

第四条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案

二〇一一

第五條 公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、それぞれ次の表の下欄に掲げる数を下らないものとする。ただし、本校における生徒の収容定員については、専門教育を主とする学科を置く場合その他政令で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。

本校	分校
三百人	百人

第四章 公立の高等学校の学級編制の標準

第六條 公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程における一学級の生徒の数は、やむを得ない事情がある場合を除き、五十人(農業、水産若しくは工業に関する学科又はその他の専門教育を主とする学科で政令で定めるものにあつては、四十人)を標準とする。

第五章 公立の高等学校の教職員定数の標準

(教職員定数の標準)

第七條 公立の高等学校に置くべき教職員の当該高等学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数(以下「教職員定数」という。)は、次条から第十二条までに規定する

数を合計した数を標準として定めるものとする。

第八條 校長の数は、学校数に一を乗じて得た数とする。

(教諭等の数)

第九條 教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程を置く学校(本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。)について、当該学校におけるそれぞれの課程の生徒の数(全日制の課程又は定時制の課程に置かれる農業、水産、工業、商業若しくは家庭に関する学科又はその他の専門教育を主とする学科で政令で定めるものにあつては、八とする。)を合計した数

第一表

課程の別	人員の区分	除すべき数
全日制の課程	一人から三百人まで	二十
	三百一人から七百五十人まで	二十五
定時制の課程	三百五十一人から千二百人まで	三十
	千二百一人以上	三十三
通信制の課程	一人から三百人まで	二十
	三百一人から七百五十人まで	二十五
通信制の課程	七百五十一人から千二百人まで	三十
	千二百一人以上	三十三

第二表

学科の区分	生徒の数の補正の方法
農業、水産又は工業に関する学科	当該学科に属する生徒の数の一・二五を乗ずる(一未満の端数の生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てる。以下各項において同じ。)
商業又は家庭に関する学科	当該学科に属する生徒の数の一・〇七五を乗ずる。
政令で定める学科	当該学科に属する生徒の数の政令で定める率を乗ずる。

二 農業、水産又は工業に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合計数を合計した数

学科の区分	算定の方法
農業又は水産に関する学科	当該学科の数の一を乗ずる。
工業に関する学科	当該学科の数の二を乗ずる。

三 生徒の数(通信制の課程の生徒の数を除く。以下次号及び次条において同じ。)が百人に達しない分校の数の一を乗じて得た数

四 生徒の数が千二百人をこえる学校の数の一を乗じて得た数

第十條 養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、生徒の数が六百一人から二千四百人までの学校の数の一を乗じて得た数と生徒の数が二千四百人をこえる学校の数の二を乗じて得た数を合計した数とする。

第十一條 実習助手の数は、次の各

号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 生徒の数が三百一人から千二百人までの全日制の課程又は定時制の課程の数の一を乗じて得た数と生徒の数が千二百人をこえる全日制の課程又は定時制の課程の数の二を乗じて得た数の合計数

二 農業、水産又は工業に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合計数を合計した数

学 科 の 区 分	算 定 の 方 法
農業又は水産に関する学科	当該学科の数に二を乗する。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗して得た数に一を加える。

三 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校の分校で農業、水産又は工業に関する学科に係る授業を行なうものの数に一を乗して得た数

第十二条 事務職員の数、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

人員の区分	除すべき数
一人から三百人まで	三百
三百一人以上	四百五十

二 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校について、当該学校におけるそれぞれの課程の生徒の数を次の表の上欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を、順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数の合計数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数

三 通信制の課程を置く学校について、当該課程の生徒の数を六百人で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数

第六章 雑則

第十三条 第九条から前条までの規

定により教諭等、養護教諭等、実習助手及び事務職員の数算定する場合において、農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校で政令で定める特別事情があるものがあるときは、政令で定めるところにより、これらの規定により算定した数に当該学校に係る必要な数を加え、又はこれらの規定により算定した数から当該学校に係る必要な数を減ずることができ。

第十四条 第九条の規定により教諭等の数を算定する場合において、

公立の高等学校で非常勤の講師を置くこととするものがあるときは、政令で定めるところにより、同条の規定により算定した教諭等の数から当該学校に係る教諭等の数を減ずることができ。

（教職員定数に含まない数）

第十五条 第七条に規定する教職員定数には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第四条の規定により臨時的に任用される者

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に定められている公立の高等学校の教職員の定数（第十五条各号に掲げる者に係るものを除く。以下この項において同じ。）が第七条の規定により算定した数を標準として定めべき教職員定数に達しない都道府県又は市町村にあつては、昭和三十八年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した数を標準としない。ただし、その現に定められている教職員の定数を下ることとなつてはならない。

められている教職員の定数を下ることとなつてはならない。

3 前項の都道府県又は市町村は、昭和三十八年三月三十一日までの間において、順次、その教職員定数が第七条の規定により算定した数を標準として定めるべき教職員定数に達することとなるように努めなければならない。

4 昭和四十四年三月三十一日までの間は、第十一条第一号の規定の

適用については、「三百一人」とあるのは、「六百一人」とする。

5 昭和三十八年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に掲げる学年に係る学級編制の標準については、第六条中「五十人」とあるのは「五十五人」と、「四十人」とあるのは「四十四人」と読み替えるものとする。

年 度 の 区 分	学 年
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	第一学年
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	第一学年及び第二学年
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	第一学年、第二学年及び第三学年
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	第一学年、第二学年、第三学年及び第四学年
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	第二学年、第三学年及び第四学年
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	第三学年及び第四学年

6 昭和三十八年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては、第九条第一号及び第四号、第十條、第十一條第一号並びに第十二條第一号の規定は、それぞれの規定における生徒の数を次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により補正して適用するものとする。この場合において、農業、水産又は工業に関する学科に属する生徒の数を補正して得た数が昭和三十七年五月一日における当該学科に属する生徒の数を下ることとなるときは、同年同月同日における生徒の数を当該補正して得た数とみなす。

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その一) 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案 朗読を省略した議長の報告

二〇四

年 度 の 区 分	生 徒 の 数 の 補 正 の 方 法
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	第一学年の生徒の数について、その百分の九を減ずる(一人未満の端数を生じた場合にあっては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一人に切り上げ、零であるときは切り捨て、以下各項において同じ。)
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	第一学年及び第二学年の生徒の数について、その百分の九を減ずる。
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	第一学年、第二学年及び第三学年の生徒の数について、その百分の九を減ずる。
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	第一学年、第二学年、第三学年及び第四学年の生徒の数について、その百分の九を減ずる。
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	第二学年、第三学年及び第四学年の生徒の数について、その百分の九を減ずる。
昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	第三学年及び第四学年の生徒の数について、その百分の九を減ずる。

7 昭和三十三年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に
おいては、第十条から第十二条までの規定により養護教諭等、実習助手及び事務職員の数を算定する場合において、公立の高等学校で、生徒の養護に従事する職員で養護助教諭に準ずる者、実験若しくは実習について教諭の職務を助ける職員で実習助手に準ずる者又は事務に従事する職員で事務職員に準ずる者を置くこととするものがあるときは、政令で定めるところにより、これらの規定により算定した養護教諭等、実習助手又は

事務職員の数から、それぞれ、当該学校に係る養護教諭等、実習助手又は事務職員の数を減ずることができる。

理 由

高等学校の教育水準の維持向上に資するため、公立の高等学校の設置、学校の適正な配置及び規模並びに学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長櫻内義雄君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔櫻内義雄君登壇〕

○櫻内義雄君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本案は、高等学校の教育水準の維持向上に資するため、公立高等学校の設置、配置、学級編制及び教職員定数の標準等について必要な事項を規定するものであります。

本案は、去る九月二十五日当委員会に付託となり、十月四日政府から提案理由の説明を聴取し、昨十九日質疑を終了、今二十日自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して山中吾郎君から、学校規模につき、より一そう各地域の実情に沿わせるための修正案が提出されました。

かくて、修正案及び本案について、討論を省略し、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は起立総員をもって可決されました。

次いで、右三党を代表して八木徹雄君から、本案施行についての配慮事項に関する附帯決議案が提出され、採決の結果、起立総員をもって原案の通り可決されました。

以上、御報告いたします。(拍手)

〔参照〕

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案に対する修正案
案委員登壇

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第五条中「それぞれ次の表の下欄に掲げる数」を「本校にあつては三百人、分校にあつては政令で定める数」に改め、同条の表を削る。

○副議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であり、本案は委員長報告の通り決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会

出席閣僚大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君
厚生大臣 瀧尾 弘吉君
農林大臣 河野 一郎君
通商産業大臣 佐藤 榮作君
建設大臣 中村 梅吉君
自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君
労働政務次官 加藤 武徳君

○朗読を省略した議長の報告
〔要求書受領〕

一、去る十七日、内閣から、社会保険審査会委員に石井通則君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

〔議決通知〕

一、昨十九日、本院は社会保険審査会委員に石井通則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

〔常任委員辞任〕

一、昨十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

柳田 秀一君 横路 節雄君

山崎 始男君

地方行政委員

伊藤 轅君 宇野 宗佑君

前田 義雄君 大橋 武夫君

加藤謙五郎君 佐伯 宗義君

法務委員

高橋 英吉君

文教委員

有田 喜一君 山崎 始男君

横路 節雄君

社会労働委員

安藤 覺君 大橋 武夫君

加藤謙五郎君 岸本 義廣君

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その一) 朗読を省略した議長の報告

倉石 忠雄君 佐伯 宗義君	社会労働委員	松澤 雄蔵君 佐々木良作君	(議案送付)
中山 マサ君 米田 吉盛君	正示啓次郎君 伊藤 轍君	龜岡 高夫君 田澤 吉郎君	一、昨十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
渡邊 良夫君 五島 虎雄君	前田 義雄君 米山 恒治君	谷垣 專一君 稻富 稜人君	大蔵省設置法の一部を改正する法律案
伊藤 轍君 宇野 宗佑君	山本 猛夫君 宇野 宗佑君	(特別委員補欠選任)	
龜岡 高夫君 飯谷 忠男君	佐々木義武君 龜岡 高夫君	一、昨十九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	
佐々木義武君 正示啓次郎君	飯谷 忠男君 榎 兼次郎君	公職選挙法改正に関する調査特別委員	
前田 義雄君 米山 恒治君	大橋 武夫君 佐伯 宗義君	田中 武夫君 戸叶 里子君	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案
榎 兼次郎君	米田 吉盛君 渡邊 良夫君	石炭対策特別委員	連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案
農林水産委員	中山 マサ君 安藤 覺君	薩摩 雄次君 木村 守江君	特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案
飯谷 忠男君 米山 恒治君	加藤録五郎君 岸本 義廣君	奥山 雄次郎君 上村千一郎君	日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
岸本 義廣君 渡邊 良夫君	五島 虎雄君 榎 兼次郎君	田澤 吉郎君 龜岡 高夫君	農業近代化資金助成法案
運輸委員	農林水産委員	谷垣 專一君 稻富 稜人君	農業信用基金協会の法案
佐々木義武君 中山 マサ君	渡邊 良夫君 岸本 義廣君	大沢 雄一君 上村千一郎君	農林中央金庫法の一部を改正する法律案
榎 兼次郎君 五島 虎雄君	中山 マサ君 佐々木義武君	松澤 雄蔵君 佐々木良作君	
決算委員	正示啓次郎君 安藤 覺君	(議案提出)	
正示啓次郎君 安藤 覺君	五島 虎雄君 榎 兼次郎君	一、昨十九日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。	
議院運営委員	佐々木良作君 井堀 繁雄君	沿岸漁業振興法案(角屋堅次郎君外十二名提出)	
(常任委員補欠選任)	安藤 覺君 正示啓次郎君	水産物の価格の安定等に関する法律案(角屋堅次郎君外十二名提出)	
一、昨十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	井堀 繁雄君 佐々木良作君	水産業改良助長法案(角屋堅次郎君外十二名提出)	
内閣委員	横路 節雄君 山崎 始男君	オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案(オリンピック東京大会準備促進特別委員長提出)	
地方行政委員	柳田 秀一君		
大橋 武夫君 佐伯 宗義君	戸叶 里子君 田中 武夫君		
加藤録五郎君 伊藤 轍君	石炭対策特別委員		
前田 義雄君 宇野 宗佑君	遠藤 三郎君 齋藤 憲三君		
法務委員	有田 喜一君		
文教委員	上村千一郎君 大沢 雄一君		
高橋 英吉君 横路 節雄君			
山崎 始男君			

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二)

官報

号外 昭和三十六年十月二十日

第三十九回 衆議院會議録 第十二号(その二)

(本号(その一)参照)

国民年金法の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

国民年金法の一部を改正する法律

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 年金給付」を「第三章 給付」に、

「第四節 母子年金、
第一節 遺児年金
第二節 遺孀年金
第三節 遺族年金
第四節 特別給付
第五節 特別給付」

遺児年金及び遺孀年金

(第三十七条、第四十一条)

(第四十二条、第四十八条)

(第四十九条、第五十二条)

老齢年金、障害年金及び母子年金(第五十三条、第六十八条)

母子年金、準母子年金、遺児年金及び遺孀年金

遺児年金(第四十二条、第四十八条)

遺孀年金(第四十九条、第五十二条)

死亡一時金(第五十二条、第五十三条)

補償年金(第五十三条、第六十八条)

第二十条中「年金の」を削る。

第四十条第二項中「年金給付を」との

法律による給付」に改める。

第五十条第二項中「公的年金各法に

基く年金たる給付」を「公的年金給付

に改め、同項第一号中「被用者年

金各法」の下に「(国家公務員共済組

合法の長期給付に關する施行法(昭

和三十二年法律第百二十九号)を含

む。」を加え、同項第七号を削る。

に改める。

「第三章 年金給付」を「第三章

給付」に改める。

第七条第二項第一号中「地方公務

員、」の下に「農林漁業団体職員共

済組合の任意継続組合員、」を加え

「執行吏」を削り、同項第七号ハ中

「専科大学」を「高等専門学校」に改

め、同号を同項第八号とし、同項第

二号から第六号までを次のように改

める。

二 第五十条第二項第一号から第四

号までに掲げる年金たる給付の

号までに掲げる年金たる給付の

号までに掲げる年金たる給付の

第十八条の次に次の一条を加え

る。

(死亡の推定)

第十八条の二 船舶が沈没し、転覆

し、滅失し、若しくは行方不明とな

つた際現にその船舶に乗つていて

た者若しくは船舶に乗つていてそ

の船舶の航行中に行方不明となつ

た者の生死が三箇月間分らない場

合又はこれらの者の死亡が三箇月

以内に分らない場合、かつ、その

死亡の時期が分らない場合には、

死亡を支給事由とする年金給付の

支給に關する規定の適用について

は、その船舶が沈没し、転覆し、

滅失し、若しくは行方不明となつ

た日又はその者が行方不明となつ

た日に、その者は、死亡したものと

推定する。航空機が墜落し、滅

失し、若しくは行方不明となつた

際現にその航空機に乗つていた者

若しくは航空機に乗つていてその

航空機の航行中に行方不明となつ

た者の生死が三箇月間分らない場

合又はこれらの者の死亡が三箇月

以内に分らない場合、かつ、その

死亡の時期が分らない場合にも、

同様とする。

第十九条を次のように改める。

(未支給年金)

第十九条 年金給付の受給権者が死

亡した場合において、その死亡し

た者に支給すべき年金給付がまだ

その者に支給しなかつたものがあ

るときは、その者の配偶者、子、

父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で

あつて、その者の死亡の当時その

者と生計を同じくしていたものは、

求していなかつたときは、同項に

規定する者は、自己の名で、その

年金を請求することができる。た

だし、第五十三条第一項、第五十

六条第一項、第六十一条第一項又

は第六十四条の三第一項の規定に

よつて支給される年金について

は、この限りでない。

3 第五十三条第一項、第五十六条

第一項、第六十一条第一項又は第

六十四条の三第一項の規定によつ

て支給される年金に係る第一項の

請求は、受給権者の死亡の日から

起算して六箇月以内になければ

ならない。ただし、この期間内に

請求をしなかつたことにつきやむ

を得ない理由があると認められる

ときは、この限りでない。

4 未支給の年金を受けるべき者の

順位は、第一項に規定する順序に

よる。

5 未支給の年金を受けるべき同順

位者が二人以上あるときは、その

一人のした請求は、全員のためそ

の全額につきしたものとみなし、

その一人に對してした支給は、全

員に對してしたものとみなす。

第二十一条第二項中「母子年金」の

下に「又は準母子年金」を加える。

第二十一条から第二十五条まで中

「年金給付」を「給付」に改める。

第二十八条の見出しを「支給の繰

下げ」に改め、同条第一項中「老

年金受給延期」を「老齢年金支給繰

下げ」に改め、同条第四項中「前条を

「第二十七条」に改め、同条を第二十

八条の三とし、第二十七条の次に次

の二条を加える。

(特例支給)

第二十八条 保険料納付済期間が一

年以上であり、かつ、その保険料

納付済期間と保険料免除期間とを

納付済期間と保険料免除期間とを

納付済期間と保険料免除期間とを

納付済期間と保険料免除期間とを

昭和三十三年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 国民年金法の一部を改正する法律案

合算した期間が三十年をこえる者が六十五歳に達したときは、第二十六条各号のいずれにも該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

保険料納付済期間	年金額
一年以上四年未満	五、〇〇〇円
四年以上七年未満	七、〇〇〇円
七年以上	九、〇〇〇円

(支給の繰上げ)

第二十八条の二 第二十六条各号のいずれかに該当する者又は前条第一項に規定する老齢年金の支給要件に該当する者で、六十歳以上六十五歳未満のものは、六十五歳に達する前に、厚生大臣に老齢年金支給繰上げの請求をすることができ、

2 前項の請求があつたときは、第二十六条及び前条第一項の規定にかかわらず、その請求があつた日から前項に規定する者が六十五歳に達するまでの期間内でその者が希望する時から、その者に老齢年金を支給する。

3 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、第二十七条及び前条第二項の規定にかかわらず、第一項の請求があつた日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ第二十七条又は前条第二項の表の下欄に定める額から政令で定める額を減じた額とする。

2 第二十八条の規定によつて支給される老齢年金の受給権は、前項の規定によつて消滅するほか、受給権者が七十歳に達したときは、消滅する。

2 前項の規定により支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一年以上四年未満	五、〇〇〇円
四年以上七年未満	七、〇〇〇円
七年以上	九、〇〇〇円

第三十条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その者が初診日において第二十八条の二の規定により老齢年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

第三十条第一号中ハをニとし、ロの次にハとして次のように加える。

ハ 初診日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間が満たされていること。

第三十条に次の一項を加える。

2 初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合作して、前項各号の要件に該当し、かつ、新たに発した傷病に係る廃疾認定日において、前後の廃疾を併合して別表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、その者に前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金を支給する。

定により老齢年金の支給を受けていなかった場合に限り、

「第四節 母子年金、遺児年金及び寡婦年金」を「第四節 母子年金、遺児年金、遺児年金及び寡婦年金」に改める。

第三十七条の見出しを「(母子年金の支給要件)」に改め、同条第一項中「被保険者たる妻」を「妻」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その者が夫の死亡日において第二十八条の二の規定により老齢年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

第三十七条第一項各号を次のように改める。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれかに該当したことを。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

り、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間で満たされていること。

二 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において六十五歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したことを。

第三十八条の見出しを「(母子年金の額)」に改め、同条(表の上欄を含む)中「妻」を削る。

第三十九条の見出しを削り、同条第三項第五号中「妻によつて生計を維持し」を「妻と生計を同じくし」に改める。

第四十条の見出しを「(母子年金の失権)」に改め、同条第一項第三号を次のように改める。

三 養子となつたとき(直系血族又は直系姻族の養子となつたときを除く)。

の二の規定により老齢年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれかに該当したことを。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間で満たされていること。

ニ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において六十五歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したことを。

- 第二号に規定する孫並びに第一号及び第三号に規定する弟妹は、死亡者の死亡の当時十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあり、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した者(死亡者の死亡の当時父又は生計を同じくする母若しくは父の妻がいた者を除く)に限るものとする。
- 一 夫が死亡した場合において、孫又は弟妹と生計を同じくすること。
- 二 男子たる子が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 三 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 四 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 五 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 六 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 七 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 八 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 九 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 十 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 十一 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 十二 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 十三 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 十四 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 十五 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 十六 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 十七 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 十八 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 十九 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 二十 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 二十一 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 二十二 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 二十三 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 二十四 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 二十五 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 二十六 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 二十七 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 二十八 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 二十九 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 三十 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 三十一 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 三十二 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 三十三 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 三十四 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 三十五 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 三十六 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 三十七 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 三十八 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 三十九 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 四十 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 四十一 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 四十二 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 四十三 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 四十四 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 四十五 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 四十六 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 四十七 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 四十八 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 四十九 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 五十 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 五十一 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 五十二 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 五十三 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 五十四 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 五十五 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 五十六 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 五十七 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 五十八 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 五十九 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 六十 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 六十一 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 六十二 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 六十三 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 六十四 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 六十五 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 六十六 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 六十七 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 六十八 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 六十九 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 七十 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 七十一 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 七十二 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 七十三 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 七十四 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 七十五 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 七十六 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 七十七 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 七十八 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 七十九 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 八十 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 八十一 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 八十二 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 八十三 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 八十四 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 八十五 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 八十六 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 八十七 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 八十八 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 八十九 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 九十 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 九十一 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 九十二 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 九十三 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 九十四 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 九十五 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 九十六 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 九十七 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 九十八 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 九十九 父又は祖父が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。
- 一百 母が死亡した場合において、孫と生計を同じくすること。

- その額の加算の対象となるに至つたときは、そのなるに至つた日の属する月の翌月から、従前その孫又は弟妹が支給の対象となつていた準母子年金の額を改定する。
- 第四十一条の五 準母子年金は、その受給権者又は当該準母子年金の支給の要件となる若しくはその額の加算の対象となる孫若しくは弟妹と生計を同じくすることによつて支給され若しくはその額が加算される他の準母子年金の受給権者が、母子年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。
- 二 前項の場合においては、当該準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹は、第三十九条の規定の適用については、妻が当該母子年金の受給権を取得した当時第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その妻と生計を同じくしたその妻の子とみなす。
- 三 母子年金の受給権者が準母子年金の受給権を取得したときは、その取得した日の属する月の翌月から、前項の規定により妻の子とみなされる者の数に應じて、当該母子年金の額を改定する。
- 第四十二条第一号中ハをニとし、ロの次にハとして次のように加える。
- ハ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き一年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間で満たされていること。
- 第四十三条の表を次のように改める。

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	年 金 額
二六年以上	一、一〇〇〇円
二六年以上二七年末満	一、二〇〇〇円
二六年以上二七年末満	一、三〇〇〇円
二六年以上二七年末満	一、四〇〇〇円
二六年以上二七年末満	一、五〇〇〇円
二六年以上二七年末満	一、六〇〇〇円
二六年以上二七年末満	一、七〇〇〇円
二六年以上二七年末満	一、八〇〇〇円
二六年以上二七年末満	一、九〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二、〇〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二、一〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二、二〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二、三〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二、四〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二、五〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二、六〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二、七〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二、八〇〇〇円
二六年以上二七年末満	二、九〇〇〇円
二六年以上二七年末満	三、〇〇〇〇円
二六年以上二七年末満	三、一〇〇〇円
二六年以上二七年末満	三、二〇〇〇円
二六年以上二七年末満	三、三〇〇〇円
二六年以上二七年末満	三、四〇〇〇円
二六年以上二七年末満	三、五〇〇〇円
二六年以上二七年末満	三、六〇〇〇円
二六年以上二七年末満	三、七〇〇〇円
二六年以上二七年末満	三、八〇〇〇円
二六年以上二七年末満	三、九〇〇〇円
二六年以上二七年末満	四、〇〇〇〇円

- 第四十七条第一項中「当該父の死亡についてその妻が」を「その受給権者の父の妻又は祖母若しくは姉が」に、「母子年金」を「母子年金又は準母子年金」に改め、同条第二項中「母子年金」を「母子年金又は準母子年金」に、「第六十一条」を「第六十二条」に、「第六十三条」を「第六十四条」に、「第六十六条」を「第六十七条」に改め、「全額につき支給を停止されているとき」の下に「第六十七條第二項の規定によりさかのぼつて停止されることとなつたとき」を含む。」を加える。
- 第四十九條第一項ただし書中「受給権者であつたことがあるとき」の下に「又は第二十八條の二の規定により老齢年金の支給を受けていたとき」を加える。
- 第五十二条の次に次の一節を加える。
- 第四節の二 死亡一時金
- (支給要件)
- 第五十二条の二 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に

保る保険料納付済期間が三年以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、老齢年金、通算老齢年金、障害年金(第五十六条第一項の規定によつて支給されるものを除く)、母子年金(第六十一条第一項の規定によつて支給されるものを除く)又は準母子年金(第六十四条の三第一項の規定によつて支給されるものを除く)の受給権者又は受給権者であつたことがある者が死亡したときは、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位等)

第五十二条の三 死亡一時金を受け得る者が死亡した場合は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものと看する。

2 死亡一時金を受け得るべき者の順位は、前項に規定する順序による。

3 死亡一時金を受け得るべき同順位(金額)の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(金額)
第五十二条の四 死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	金額
三年以上五年未満	五、〇〇〇円
五年以上一〇年未満	七、〇〇〇円
一〇年以上一五年未満	一四、〇〇〇円
一五年以上二〇年未満	二一、〇〇〇円
二〇年以上二五年未満	二八、〇〇〇円
二五年以上三〇年未満	三六、〇〇〇円
三〇年以上三五年未満	四四、〇〇〇円
三五年以上	五二、〇〇〇円

(支給の調整)

第五十二条の五 第五十二条の三の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、第五十二条の二に規定する者の死亡により遺見年金又は寡婦年金を受け得ることができるときは、その者の選択により、死亡一時金と遺見年金又は寡婦年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。

「第五節 特別による老齢年金、障害年金及び母子年金」を「第五節 福祉年金」に改める。

第五十五条中「第二十九条を」を「第二十九条第一項」に改める。

第五十六条第一項第一号ロ中「二十歳に達した後」を「被保険者となつた後」に改め、同項第二号中「六十五歳」を「七十歳」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 初診日が二十歳に達する日前である傷病により廢疾の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、前項各号の要件に該当し、かつ、新たに発した傷病に係る廢疾認定日において前後の廢疾を併合して別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあるときも、同項と同様とする。この場合においては、第三十条第二項ただし書の規定を準用する。

者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、前項各号の要件に該当し、かつ、新たに発した傷病に係る廢疾認定日において前後の廢疾を併合して別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあるときも、同項と同様とする。この場合においては、第三十条第二項ただし書の規定を準用する。

第五十七条に次の一項を加える。

3 第三十一条第二項及び第三十二条の規定は、前二項の規定による障害福祉年金の受給権者が、第三十条第二項又は前条第二項の規定により当該廢疾と新たに発した傷病に係る廢疾とを併合した廢疾の程度による障害年金の受給権を取得した場合に準用する。

第六十一条第一項各号列記以外の部分中「死亡日の前日において次の各号のいずれにも該当せず」を「次の各号の要件に該当し」、「被保険者たる妻」を「妻」に改め、同項各号を次のように改める。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれにも該当しなかつたこと。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合において、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ 死亡日の属する月の前月までの直近の基準月の前月まで引き続く三年間(その者が被保険者となつた後の期間に限る)が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において七十歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したと。

第六十四条の次に次の五条を加える。

(母子福祉年金についての適用除外規定)
第六十四条の二 第四十一条第二項の規定は、母子福祉年金に関して、適用しない。

(準母子福祉年金の支給要件)
第六十四条の三 夫、男子たる子、父又は祖父が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、死

亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子が、死亡者の死亡の当時準母子状態にあるときは、第四十一条の二第一項に定める準母子年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に準母子年金を支給する。ただし、その者が、死亡者の死亡日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれにも該当しなかつたこと。

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合において、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ 死亡日の属する月の前月までの直近の基準月の前月まで引き続く三年間(その者が被保険者となつた後の期間に限る)が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において七十歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したと。

いて、同項第一号及び第二号に規定する孫並びに同項第一号及び第三号に規定する弟妹は、死亡者の死亡の当時義務教育終了前であり、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した者（死亡者の死亡の当時父又は生計を同じくする母若しくは父の妻がいた者を除く。）に限るものとする。

3 第一項の規定により支給する準母子年金は、準母子福祉年金と称する。

（母子福祉年金に関する規定の準用）

第六十四条の四 第六十二條から第六十四條の二までの規定は、準母子福祉年金について準用する。

（準母子福祉年金の額の調整）

第六十四條の五 一の準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹が、同時に他の準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となるときは、これらの準母子福祉年金の額は、前条において準用する第六十二條及び第六十三條第一項の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した額をその受給権者の数で除して得た額とする。

2 前項の場合においては、第四十一條の四第二項から第五項までの規定を準用する。

3 第四十一條の四の規定は、その支給の要件となり、又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹を共通にする二箇の準母子年金のうち、そのいずれか一方が準母子福祉年金であるときは、適用しない。この場合においては、当該準母子福祉年金は、その支給を停止する。（母子福祉年金と準母子福祉年金との調整）

第六十四條の六 第四十一條の五の規定は、準母子年金の受給権者が母子福祉年金の受給権を有する場合及び準母子福祉年金の受給権者が母子年金の受給権を有する場合に、適用しない。

2 準母子年金（準母子福祉年金を除く。）の支給の要件となり又はその額の加算の対象となる孫又は弟妹と生計を同じくすることによつて支給され又はその額が加算される他の準母子年金の受給権者が母子福祉年金の受給権を有するときは、第四十一條の五第一項の規定にかかわらず、当該母子福祉年金の支給を停止する。

第六十五條第一項中「及び母子福祉年金」を、「母子福祉年金及び準母子福祉年金」に改め、同項第一号中「公的年金各法に基く年金たる給付」を「公的年金給付」に改め、同条第四項中「子」の下に「孫又は弟妹」を加え、「一万五千元」を「三万円」に改める。

第六十六條第一項及び第二項中「公的年金各法に基く年金たる給付」を「公的年金給付」に改め、同条第四項中「次項において同じ。」を「以下同じ。」に改め、同条第五項中「扶養親族」を「控除対象配偶者及び扶養親族」に、「同年分の所得税額として」を「同年分の所得税額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢に応じ

て」に改め、同条に次の一項を加える。

6 母子福祉年金にあつては受給権者と生計を同じくする義務教育終了後（十五歳に達した日の属する学年の末日後をい）、同日以後引き続き同一中学校又は高等学校、専門学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合に、その在学する間を除く。以下同じ。）の子又は夫の子、準母子福祉年金にあつては受給権者と生計を同じくする義務教育終了後の子、孫又は弟妹のうち、前年における所得が最も多額であつた者の同年の所得につき所得税法の規定により計算した同年分の所得税額が、前項の規定に基づく政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、当該母子福祉年金又は準母子福祉年金は、その支給を停止する。

第六十七條を次のように改める。
第六十七條 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」といふ。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの福祉年金については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得又は所得税額を理由とする第六十五條第

四項又は前条第四項から第六項までの規定による支給の停止は、行なわれない。

2 前項の規定により福祉年金の支給の停止が行なわれなかつた場合において、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に規定する福祉年金で同項に規定する期間に係るものは、当該被災者が損害を受けた月にさかのぼつて、その支給を停止する。

一 当該被災者が、損害を受けた年において十三万円（当該被災者がその年の十二月三十一日において当該被災者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前のものの生計を維持したときは、十三万円にその子、孫又は弟妹一人につき三万円を加算した額とする。）をこえる所得を有したこと。当該被災者に支給する福祉年金

二 当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年の所得税額があること。当該被災者の配偶者に支給する老齢福祉年金及び障害福祉年金

三 当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年の所得税額が、前条第五項の規定に基づく政令で定める金額以上であること。当該被災者を扶養義務者とする者に支給する老齢福祉年金及び障害福祉年金並びに当該被災者の母又は父の妻に支給する母子福祉年金及び当該被災者の母、祖母又は姉に支給する準母子福祉年金

3 前項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、第六十五條第四項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第七十條中「年金給付」を「給付」に改める。

第七十一條第一項中「遺児年金又は寡婦年金」を「準母子年金、遺児年金、寡婦年金又は死亡一時金」に、「被保険者若しくは被保険者であつた者又は夫」を「夫、男子たる子、父、祖父又は被保険者若しくは被保険者であつた者」に、「又は遺児年金」を「準母子年金、遺児年金又は死亡一時金」に改め、同条第二項中「遺児年金」を「準母子年金又は遺児年金」に改める。

第七十二條第二号中「子」の下に「孫若しくは弟妹」を加える。

第七十四條中「三月三十一日」を「四月一日」に改める。

第七十五條第一項中「明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日」を「明治三十九年四月一日から明治四十四年四月一日」に改める。

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 国民年金法の一部を改正する法律案

第七十七条第一項中「三月三十一日」を「四月一日」に改め、同条第三項中「大正十五年四月一日から昭和十五年三月三十一日」を「大正十五年四月二日から昭和十五年四月一日」に改め、同条第四項中「第二十八条第四項中「前条」とあるのは、」を「第二十八条の二第三項及び第二十八条の三第四項中「第二十七条」とあるのは、それぞれ」に改める。

第七十八条中「第五十三條第一項」を「第二十八條第一項及び第五十三條第一項」に改め、「第五十六條第一項」の下に「第六十一條第一項及び第六十四條の三第一項」を加え、同条の表(備考を除く)中「明治四十四年四月一日から明治四十五年三月三十一日までの間」を「明治四十五年四月一日以前に、」四十九歳をこえ、五十歳をこえない者」を「四十九歳をこえる者」に、「四月一日」を「四月二日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 昭和十年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者)については、第二十八條第一項中「保険料納付済期間と保険料免除期間」とを合算した期間」とあるのは「保険料納付済期間又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間」と、第五十三條第一項(第五十六條第一項、第六十一條第一項及び第六十四條の三第一項の規定を適用する場合を含む)中「保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間」とあるのは「保険料免除期間

間、保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間又は保険料納付済期間」と、それぞれ読み替えるものとする。

第七十九條を次のように改める。

(廢疾の併合認定についての特例)

第七十九條 昭和十六年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者)が、昭和三十一年四月一日において第六十四條の三第二項に規定する準母子状態にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る)。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

2 明治四十四年四月一日以前に生まれた女子(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)であつて、昭和三十六年四月一日以後に夫、男子たる子、父又は祖父が死亡し、死亡者の死亡の當時その(死亡者)の死亡日において七十歳をこえてゐた者を除く)が、死亡者の死亡の當時第六十四條の三第二項に規定する準母子状態にあるときも、前項と同様とする。

ただし、当該死亡者の死亡について第四十一條の二第一項又は第六十四條の三第一項の規定により準

者によつて生計を維持した昭和十六年四月一日以前に生まれた女子(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者)が、昭和三十一年四月一日において第六十四條の三第二項に規定する準母子状態にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る)。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

2 明治四十四年四月一日以前に生まれた女子(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)であつて、昭和三十六年四月一日以後に夫、男子たる子、父又は祖父が死亡し、死亡者の死亡の當時その(死亡者)の死亡日において七十歳をこえてゐた者を除く)が、死亡者の死亡の當時第六十四條の三第二項に規定する準母子状態にあるときも、前項と同様とする。

ただし、当該死亡者の死亡について第四十一條の二第一項又は第六十四條の三第一項の規定により準

母子年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

第八十三條中「前三條」を「前四條」に改める。

第八十九條第一号中「母子福祉年金」の下に「若しくは準母子福祉年金」を加える。

第九十二條第三項中「納期限までに」を削り、同条に次の一項を加える。

4 国民年金印紙に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第九十三條第一項中「都道府県知事の承認を受け、」を削り、同条第二項中「市町村長」を「都道府県知事又は市町村長」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「国民年金印紙によつて納付する場合を除き、」を削る。

第九十九條を次のように改める。

第九十九條 削除

第一百條第一項中「年金給付」を「給付」に改める。

第一百零二條第一項中「第八十三條第二項の規定に該当する場合において、その権利につき裁定の請求をすることができるとなつた日」を削り、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「(第九十九條の規定による還付金を受ける権利を含む)」を「及び死亡一時金を受ける権利」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の時効は、当該年金給付がその全額につき支給を停止されてゐる間は、進行しない。

第一百四條中「母子年金」の下に「若しくは準母子年金」を、「子」の

下に「孫若しくは弟妹」を加える。

第一百七條第二項中「受給権者、」を「受給権者又は」に改め、「母子年金」の下に「若しくは準母子年金」を加え、「又は疾病、負傷若しくは廢疾の状態にあることにより第六十七條ただし書の規定によつて母子福祉年金の支給が停止されてゐない子」を「孫若しくは弟妹」に改め、「疾病若しくは負傷」を削る。

第一百八條中「被保険者、受給権者又は世帯主若しくは被保険者の配偶者」を「受給権者、受給権者の配偶者、扶養義務者若しくは義務教育終了後の子、夫の子、孫若しくは弟妹、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主」に、「公的年金各法に基く年金たる給付」を「受給権者若しくはその配偶者に対する公的年金給付」に改める。

第一百九條の見出し中「年金給付」を「給付」に改め、同条第一項中「年金給付」を「給付」に、「通信大臣」を「政令で定めるところにより政令で定める機関に取り扱われる場合を除き、郵政大臣」に改め、同条第二項中「前項の支払に必要な資金を通信大臣」を「前項の規定により郵政大臣が給付の支払に關する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣」に改める。

第一百十一條中「年金給付」を「給付」に改める。

附則第二條中「年金給付」を「給付」に改める。

附則第四條中「第九條」を「第九條の二」に改める。

附則第五集中「明治四十四年四月一日」を「明治四十四年四月二日」に改める。

附則第六条第一項中「明治四十四年四月一日」を「明治四十四年四月二日」に、「都道府県知事の承認を受けて、」を「都道府県知事に申し出て、」に改め、同条第二項中「承認を受けた」を「申出をした」に改め、同条第三項中「承認」を「申出」に改め、同条第五項第二号中「第七号」を「第八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 明治四十四年四月二日以後に生まれた被保険者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者)であつて第七条第二項に該当しない者が同項第二号から第八号までのいずれかに該当するに至つた場合において、その者がこれに該当するに至らなかつたならば納付すべき保険料を、その該当するに至つた日の属する月以降の期間について、第九十三条第一項の規定により前納しているとき、又はその該当するに至つた日の属する月後における最初の四月の末日までに納付したときは、その該当するに至つた日において、前条第一項の申出をしたものとみなす。

附則第七条第一項中「明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日」を「明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日」に改める。

附則第九集中「第三号」を「第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

昭和三十三年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 国民年金法の一部を改正する法律案 年金福祉事業団法案

第九條の二 疾病にかかり、又は負傷し、二十歳に達する日前におけるその初診日において第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者の当該傷病による療疾については、第三十條第二項及び第五十六條第二項の規定を適用しない。

2 昭和十六年四月一日以前に生まれた者(昭和三十三年四月一日において二十歳をこえる者)が疾病にかかり又は負傷し、昭和三十六年四月一日前におけるその初診日において第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した場合における当該傷病による療疾については、第七十九條の規定を適用しない。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十三年四月一日から適用する。

2 この法律による改正後の第十八條の二の規定は、この法律の施行前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の施行の際まだその生死が分らないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の施行の際まだその死亡の時期が分らない者について、適用する。

3 昭和三十三年四月一日前に死亡した年金の受給権者に係る未支給の年金の支給については、なお従前の例による。第五十三條第一項又は第五十六條第一項の規定によつて支給される年金の受給権者で、その年金を請求しないで昭和三十三年四月一日以後この法律の施行前に死亡したものに係る未支給の年金の支給についても、同様とする。

4 昭和三十三年四月一日以後この法律の施行前に死亡した年金の受給権者に係る未支給の年金につきこの法律による改正後の第十九條第四項の規定によりその年金を受けなければならない者(先順位者たるべき者が二人以上あるときは、そのすべての者)がこの法律の施行前に死亡しているときは、この法律の施行の際におけるその次順位者を当該未支給の年金を受けなければならない者とする。

(未支給年金に関する経過措置)

5 この法律による改正後の第六十五條第四項及び第六十六條第六項の規定は、昭和三十三年五月以降の月分の福祉年金について適用し、同年四月以前の月分の福祉年金についての受給権者の所得による支給の停止及び同月以前の月分の母子福祉年金についての受給権者が妻又は夫の子と生計を同じくすることによる支給の停止については、なお従前の例による。

6 昭和三十五年分の所得につき、この法律による改正後の第六十六條第五項の規定を適用する場合においては、同条中「同法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第三十五号)による改正前の所得税法に規定する扶養親族」と、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢とあるのは「扶養親族の数」と、それぞれ読み替へるものとする。

7 明治三十九年四月一日に生まれた者の被保険者の資格については、第七十五條第一項及び附則第七條第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 明治四十四年四月一日に生まれた者であつて、昭和三十三年四月一日において第七條第一項に該当し、かつ、同条第二項第一号に該当しなかつたものは、第七十五條第一項及び附則第七條第一項の規定による申出があつたものとみなす。

9 この法律による改正後の第二百二條第二項の規定は、この法律の施行前に福祉年金がその全額につき支給を停止されていた間について、適用する。

10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

11 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三條第三号中「年金給付」を「給付」に改める。

理由
国民年金法に基づく福祉年金の実施の状況にかんがみ、福祉年金の支給範囲を広め、その支給停止の措置を緩和するとともに、拠出年金についても、現下の諸般の情勢を考慮し、六十五歳前において老齢年金を繰り上げて支給するみちを開き、障害年金等の受給資格期間を短縮し、遺児年金の額を増額し、死亡一時金制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

年金福祉事業団法案
右
国会に提出する。
昭和三十三年九月二十五日
内閣総理大臣 池田 勇人

年金福祉事業団法案
目次
第一章 總則(第一條-第六條)
第二章 役員及び職員(第七條-第十六條)
第三章 業務(第十七條-第二十二條)
第四章 財務及び會計(第二十三條-第三十一條)

第二百六十二條第三号の二及び第六百七十二條第三号の二中「年金給付」を「給付」に改める。
(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
11 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第五章 監督(第三十二条・第三十三条)

第六章 雑則(第三十四条・第三十五条)

第七章 罰則(第三十六条・第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 年金福祉事業団は、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうとともに、これらの制度の被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進するための措置を講ずることを目的とする。

(法人格)

第二条 年金福祉事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、事務所を東京都に置く。

(登記)

第四条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 事業団でない者は、年金福祉事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命)

第九条 理事長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、理事長が厚生大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格条項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第十二条 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が事業団を代表する。

(職員任命)

第十五条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十七条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第七十九条条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十七条ノ二及び国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第八十四条の施設のうち、老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうこと。

二 次に掲げる者に対し、厚生年金保険、船員保険又は国民年金の被保険者、被保険者であつた者又は受給権者(以下この号において「被保険者等」と総称する。)の福祉を増進するため必要な老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの

設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

イ 厚生年金保険の適用事業所の事業主又は船員保険の船舶所有者

ロ イに掲げる事業主又は船舶所有者である事業者で組織された事業協同組合その他の法人又はこれらの法人の連合体である法人で政令で定めるもの

ハ 被保険者等である者で組織された農業協同組合その他の法人又はこれらの法人の連合体である法人で政令で定めるもの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進に必要な業務を行なう法人で政令で定めるもの

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務の委託等)

第十八条 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第二号に掲げる業務の一部を委託することができ

2 前項の規定による厚生大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができ

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下第三十三条及び第三十六条において「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用を受ける

設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

イ 厚生年金保険の適用事業所の事業主又は船員保険の船舶所有者

ロ イに掲げる事業主又は船舶所有者である事業者で組織された事業協同組合その他の法人又はこれらの法人の連合体である法人で政令で定めるもの

ハ 被保険者等である者で組織された農業協同組合その他の法人又はこれらの法人の連合体である法人で政令で定めるもの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進に必要な業務を行なう法人で政令で定めるもの

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務の委託等)

用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第十九条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

(事業計画及び資金計画)

第二十条 事業団は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十一条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算)

第二十二条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の予算を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び年金福祉債)

第二十六条 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は年金福祉債(以下この条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による長期借入金は、政府から借り入れるものとし、銀行その他の金融機関から借り入れてはならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 第一項及び第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(交付金)

第二十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に要する費用(第十七条第二号に掲げる業務を行なうため必要な貸付資金を除く。)の一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第二十八条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の取得

二 厚生大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第二十九条 事業団は、厚生省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生省令で定める場合を除き、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十条 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。

(厚生省令への委任)

第三十一条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第五章 監督

第三十二条 事業団は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対して報告を求め、又はその職員に事業団若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十四条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 厚生大臣は、次の場合には大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十一条、第二十六条第一項、第三十三条の七、第三十四条第一項又は第三十五条の規定による認可をしようとするとき。

二 第十九条第二項、第二十九条又は第三十一条の規定により厚生省令を定めようとするとき。

三 第二十四条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十八条第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第三十六条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 年金福祉事業団法案

第三十七条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十八条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十二条第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第三十八条 第五条の規定に違反して年金福祉事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 厚生大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 厚生大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、その旨を厚生大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の引継ぎを受けるときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に年金福祉事業団という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(最初の事業年度の特例)

第六条 事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わるものとする。

第七條 事業団の最初の事業年度の予算については、第二十二条中「毎事業年度開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(船員保険法の一部改正)

第八条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第五十七條ノ二に次の一項を加える。

政府ハ年金福祉事業団ヲシテ前項ノ施設ノ中年金福祉事業団法(昭和三十三年法律第一号)第十七條第一号ニ掲グルモノヲ為サシムルモノトス

(厚生年金保険法の一部改正)

第九条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第七十九條に次の一項を加える。

政府ハ、前項ノ施設ノうち、年金福祉事業団法(昭和三十三年法律第一号)第十七條第一号ニ掲げるものを年金福祉事業団に行なわせるものとする。

(国民年金法の一部改正)

第十条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第八十四條に次の一項を加える。

政府ハ、前項ノ施設のうち、年金福祉事業団法(昭和三十三年法律第一号)第十七條第一号ニ掲げるものを年金福祉事業団に行なわせるものとする。

(登録税法の一部改正)

第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本蚕蠶事業団」の下に、「年金福祉事業団」を加え、同条第十八号中「日本開業銀行」の下に、「年金福祉事業団」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十二條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ八ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ八ノ三 年金福祉事業団ガ年金福祉事業団法第十七條第二号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十三條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の九の次に次の一号を加える。

四の十 年金福祉事業団

(法人税法の一部改正)

第十四條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「特定船舶整備公団」の下に、「年金福祉事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「特定船舶整備公団」の下に、「年金福祉事業団」を加える。

(行政管理局設置法の一部改正)

第十六條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「新技術開発事業団」の下に、「年金福祉事業団」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第十七條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二を第六十二号の三とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 年金福祉事業団を監督すること。

第十四條第九号の次に次の一号を加える。

九の二 年金福祉事業団を監督すること。ただし、年金局の主管に属するものを除く。

第十四條の二第四号の次に次の一号を加える。

五 年金福祉事業団を監督すること(主として国民年金の被保険者等に係る業務に関するものに限る。)

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十八條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項本文中「首都高速道路公団」の下に、「年金福祉事業団」を加える。

理由

厚生年金保険、船員保険及び国民年金の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうとともに、これらの制度の被保険者等の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進する措置を講ずるため、年金福祉事業団を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五條中第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二を第六十二号の三とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 年金福祉事業団を監督すること。

第十四條第九号の次に次の一号を加える。

九の二 年金福祉事業団を監督すること。ただし、年金局の主管に属するものを除く。

第十四條の二第四号の次に次の一号を加える。

五 年金福祉事業団を監督すること(主として国民年金の被保険者等に係る業務に関するものに限る。)

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十八條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項本文中「首都高速道路公団」の下に、「年金福祉事業団」を加える。

理由

厚生年金保険、船員保険及び国民年金の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうとともに、これらの制度の被保険者等の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進する措置を講ずるため、年金福祉事業団を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五條中第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二を第六十二号の三とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 年金福祉事業団を監督すること。

第十四條第九号の次に次の一号を加える。

九の二 年金福祉事業団を監督すること。ただし、年金局の主管に属するものを除く。

第十四條の二第四号の次に次の一号を加える。

五 年金福祉事業団を監督すること(主として国民年金の被保険者等に係る業務に関するものに限る。)

児童扶養手当法案

右
国会に提出する。

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

児童扶養手当法

目次

- 第一章 総則(第一条 第三条)
- 第二章 児童扶養手当の支給(第四 条 第十六条)
- 第三章 不服の申立て(第十七 条 第二十条)
- 第四章 雑則(第二十一条 第三 十六条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国が、父と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(児童扶養手当の趣旨)

第二条 児童扶養手当は、児童の心身の健全な成長に寄与することを趣旨として支給されるものである。つて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

(用語の定義)

第三条 この法律において「児童」とは、義務教育終了前(十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。)の者をいう。

2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

- 一 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)に基づく年金たる給付
- 二 厚生年金保険法(昭和二十九 年法律第五十五号)に基づく年金たる給付(同法附則第二十八 条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。)
- 三 船員保険法(昭和十四年法律 第七十三号)に基づく年金たる 給付
- 四 恩給法(大正十二年法律第四 十八号。他の法律において準用 する場合を含む。)に基づく年金 たる給付
- 五 国家公務員共済組合法(昭和 三十三年法律第二百二十八号)及 び国家公務員共済組合法の長期 給付に関する施行法(昭和三十 三年法律第二百二十九号)に基づ く年金たる給付
- 六 地方公務員の退職年金に關する 条例に基づく年金たる給付
- 七 市町村職員共済組合法(昭和 二十九年法律第二百四号)に基 づく年金たる給付
- 八 私立学校教職員共済組合法 (昭和二十八年法律第二百四十 五号)に基づく年金たる給付
- 九 公共企業体職員等共済組合法 (昭和三十一年法律第三百十四 号)に基づく年金たる給付
- 十 農林漁業団体職員共済組合法 (昭和三十三年法律第九十九号) に基づく年金たる給付

十一 国会議員互助年金法(昭和 三十三年法律第七十号)に基づ く年金たる給付

十二 執達吏規則(明治二十三年 法律第五十一号)に基づく年金 たる給付

十三 旧令による共済組合等から の年金受給者のための特別措置 法(昭和二十五年法律第二百五 十六号)に基づいて国家公務員 共済組合連合会が支給する年金 給付

十四 戦傷病者戦没者遺族等援護 法(昭和二十七年法律第二百十 七号)に基づく年金たる給付 (遺族給付金を含む。)

十五 未帰還者留守家族等援護法 (昭和二十八年法律第六十一 号)に基づく留守家族手当及び 特別手当(同法附則第四十五項 に規定する手当を含む。)

3 この法律にいう「婚姻」には、 婚姻の届出をしていないが、事実 上婚姻関係と同様の事情にある場 合を含む。「配偶者」には、婚姻 の届出をしていないが、事実上婚 姻関係と同様の事情にある者を含 むものとする。

第二章 児童扶養手当の支給 (支給要件)

第四条 国は、次の各号のいずれか に該当する児童の母がその児童を 監護するとき、又は母がないか若 ししくは母が監護をしない場合にお いて、当該児童の母以外の者がそ の児童を養育する(その児童と同 居して、これを監護し、かつ、そ の生計を維持することを含む。以 下同じ。)ときは、その母又はその 養育者に対し、児童扶養手当(以

下「手当」という。)を支給する。

一 父母が婚姻を解消した児童

二 父が死亡した児童

三 父が別表に定める程度の廃疾 の状態にある児童

四 父の生死が明らかでない児童

五 その他前各号に準ずる状態に ある児童で政令で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、手当 は、児童が次の各号のいずれかに 該当するときは、当該児童につい ては、支給しない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないと き。

三 父又は母の死亡について支給 される公的年金給付を受けるこ とができるとき。ただし、その 全額につきその支給が停止され ているときを除く。

四 父若しくは母の死亡について 労働基準法(昭和二十二年法律 第四十九号)若しくは国家公務 員災害補償法(昭和二十六年法 律第九十六号)の規定による遺 族補償、労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号)の 規定による遺族補償費その他政 令で定める法令によるこれらに 相当する給付を受けることがで きる場合、父の死亡について支給 されるこれらの給付を受けるこ とができる母の監護を受けてい る場合又は父若しくは母の死亡 について支給されるこれらの給 付を受けることができる者の養 育を受けている場合であつて、 当該給付の事由が発生した日か ら六年を経過していないとき。

五 父に支給される公的年金給付 の額の加算の対象となつてい るとき。

六 児童福祉法(昭和二十二年法 律第六十四号)第二十七条第 一項第三号に規定する里親に委 託されているとき。

七 父(母が当該児童を懐胎した 当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様 の事情にあつた配偶者を含む。) と生計を同じくしているとき。

ただし、その者が別表に定める 程度の廃疾の状態にあるときを 除く。

八 母の配偶者に養育されている とき。

3 第一項の規定にかかわらず、手 当は、母に対する手当にあつては 当該母が、養育者に対する手当に あつては当該養育者が、次の各号 のいずれかに該当するときは、支 給しない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないと き。

三 公的年金給付を受けることが できるとき。ただし、その全額 につきその支給が停止されてい るときを除く。

(手当額)

第五条 手当は、月を単位として支 給するものとし、その額は、一月 につき、八百円とする。ただし、 当該母又は養育者が監護し又は養 育する前条に定める要件に該当す る児童が二人であるときは、千二 百円とし、三人以上であるときは は、千二百円にその児童のうち二

人を超えない額とする。

六 児童福祉法(昭和二十二年法 律第六十四号)第二十七条第 一項第三号に規定する里親に委 託されているとき。

七 父(母が当該児童を懐胎した 当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様 の事情にあつた配偶者を含む。) と生計を同じくしているとき。

ただし、その者が別表に定める 程度の廃疾の状態にあるときを 除く。

八 母の配偶者に養育されている とき。

3 第一項の規定にかかわらず、手 当は、母に対する手当にあつては 当該母が、養育者に対する手当に あつては当該養育者が、次の各号 のいずれかに該当するときは、支 給しない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないと き。

三 公的年金給付を受けることが できるとき。ただし、その全額 につきその支給が停止されてい るときを除く。

(手当額)

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十一号(その二) 児童扶養手当法案

人を除いた児童一人につき二百円を加算した額とする。

(認定)

第六条 手当の支給要件に該当する者(以下「支給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その支給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給期間及び支払期月)

第七条 手当の支給は、支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 支給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、支給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年一月、五月及び九月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払

期月でない月であつても、支払うものとする。

(手当の額の改定)

第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護し又は養育する児童があるに至つた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行なう。

2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3 手当の支給を受けている者につき、その監護し又は養育する児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行なう。

(支給の制限)

第九条 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者が前年において十三万円(第四条に定める支給要件に該当する者が前年の十二月三十一日において児童の生計を維持したときは、十三万円にその児童一人につき三万円を加算した額とする。)をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第十条 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の配偶者の所得につき、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定により計算した前年分の所得税額(この所得税額を計算する場合には、同法第十五条の六及び第十五条の八の規定を適用しないものとする。

以下同じ。)があるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十一条 母に対する手当は、その母の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者としての母と生計を同じくするもの所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額が、給与所得の収入金額が五十万円であり、かつ、同法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族が五人である者が通常納付すべき同年分の所得税額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢に応じて政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十二条 養育者に対する手当は、その養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額が、前条の規定に基づく政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十三条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね二分の一以上である損

害を受けた者(以上「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得又は所得税額に關しては、前四条の規定を適用しない。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しなければならない。

一 当該被災者が損害を受けた年において十三万円(当該被災者がその年の十二月三十一日において児童の生計を維持したときは、十三万円にその児童一人につき三万円を加算した額とする。)をこえる所得を有したとき。 当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年の所得税額があるとき。 当該被災者の配偶者に支給された手当

三 当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年の所得税額が、第十一条の規定に基づく政令で定める金額以上であること。 当該被災者を扶養義務者とする者に支給された手当

は、第九条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第十四条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 支給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の間に応じなかつたとき。

二 当該児童の父その他の者が、正当な理由がなくて、第二十九条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

三 支給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠つてゐるとき。

第十五条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。

(未支払の手当)

第十六条 手当の支給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、その者が監護し、又は養育していた第四条に定める要件に該当する児童にその未支払の手当を支払うことができる。

第三章 不服の申立て

(都道府県知事に対する異議の申立て)

第十七条 都道府県知事のした手当

の支給に關する処分不服がある者は、その処分があつた日から六十日以内に、都道府県知事に異議の申立てをすることが出来る。

2 都道府県知事は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、前項の期間を経過した後においても、異議の申立てを受理することが出来る。

(厚生大臣に対する審査の請求)

第十八条 前条の異議の申立てに対する都道府県知事の決定に対してなお不服がある者は、その決定があつた日から六十日以内に、厚生大臣に審査の請求をすることが出来る。

2 前条第二項の規定は、前項の審査の請求に準用する。

3 前条の異議の申立てをした日から六十日以内に都道府県知事の決定がないときは、申立てをした者は、都道府県知事が異議の申立てを棄却したものとなして、厚生大臣に審査の請求をすることが出来る。

(時効の中断)

第十九条 前二条の規定による異議の申立て及び審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、異議の申立て及び審査の請求の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(事務費の交付)

第二十一条 国は、政令で定めるところにより、都道府県及び市町村

(特別区を含む。以下同じ。)に對し、都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

(時効)

第二十二条 手当の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(不正利得の徴収)

第二十三条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、厚生大臣は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することが出来る。

2 国民年金法第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。

(受給権の保護)

第二十四条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(公課の禁止)

第二十五条 租税その他の公課は、手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(期間の計算)

第二十六条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第二十七条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第

二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、都道府県知事又は受給資格者に對して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する児童の戸籍に關し、無料で証明を行なうことが出来る。

(届出)

第二十八条 手当の支給を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に對し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならぬ。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(調査)

第二十九条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給資格者に對して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に關する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、別表に定める程度の廃疾の状態にあることにより手当の支給が行なわれる児童の父その他の者に對して、

その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の廃疾の状態を診断させることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十条 都道府県知事は、手当の支給に關する処分に関し必要があるとき、受給資格者、当該児童又は受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父に對する公的年金給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署、公的年金給付に係る年金制度の管理者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会に對し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に對し、必要な事項の報告を求めることができる。

(手当の支払の調整)

第三十一条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給として支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後を支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十三条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その

事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(手当の支払)

第三十二条 手当の支払に關する事務は、政令の定めるところにより政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定により郵政大臣が手当の支払に關する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(実施命令)

第三十三条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に關して必要な細則は、省令で定める。

(事務の委任)

第三十四条 手当の支給に關する事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長に行なわせることができる。

(罰則)

第三十五条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十四年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第三十六条 第二十八条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 児童扶養手当法案

二一九

者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

(認定の請求に関する経過措置)

2 昭和三十一年一月一日において手当の支給要件に該当すべき者は、同日以前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該手当について第六条第一項の認定の請求の手続をとることができる。

(手当の支給に関する経過措置)

3 前項の手続をとつた者が、この法律の施行の際手当の支給要件に該当してゐるときは、その者に対する手当の支給は、第七條第一項の規定にかかわらず、昭和三十一年一月から始める。

4 この法律の施行の際現に手当の支給要件に該当してゐる者又はこの法律の施行後昭和三十一年二月二十八日までの間に手当の支給要件に該当するに至つた者が、同年三月三十一日までの間に第六條第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、第七條第一項の規定にかかわらず、同年一月又はその者が手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

5 昭和三十一年一月から三月までの分の手当は、第七條第三項本文の規定にかかわらず、同年三月に支払ふ。

6 昭和三十一年分の所得につき、第十一條の規定を適用する場合において、同条中「同法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第三十五号)による改正前の所得税法に規定する扶養親族」と、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢とあるのは「扶養親族の数」と、それぞれ読み替へるものとする。

(印紙税法の一部改正)

7 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十ノ九の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ十 児童扶養手当法ニ依ル児童扶養手当ニ關スル証書、帳簿

(地方財政法の一部改正)

8 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四第七号中「及び船員保険」を「、船員保険及び児童扶養手当」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 児童扶養手当法(昭和三十一年法律第 号)を施行すること。

(地方税法の一部改正)

10 地方税法(昭和二十五年法律第

二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 児童扶養手当法(昭和三十一年法律第 号)の規定によつて児童扶養手当として支給を受ける金銭

第六百七十二條第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 児童扶養手当法の規定によつて児童扶養手当として支給を受ける金銭

別表

- 一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
- 二 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 四 両上肢のすべての指を欠くもの
- 五 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 七 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 八 体幹の機能に著しい障害を有するもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又

は介護を必要とする程度の障害を有するもの

十一 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

理由

母子家庭等が置かれてゐる経済的社会的状況にかんがみ、父と生計を同じくしてゐない児童を監護し又は養育する母その他の者に対し、児童扶養手当を支給することによつて、児童の福祉の増進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通算年金通則法案

右

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

通算年金通則法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、各公的年金制度が支給する通算老齢年金又は通算退職年金に關して通則的事項を定めるものとする。

度の被保険者又は組合員であつた者で、当該制度において定める老齢年金又は退職年金の支給要件を満たしてゐないが、各公的年金制度に係る通算対象期間を合算し、若しくは各公的年金制度に係る通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算して一定の要件に該当するか、他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付を受けるに必要な資格期間に相当する期間以上であるか、又は他の制度における老齢・退職年金給付を受けることができるものに対し、老齢又は退職を支給事由として行なう年金たる給付をいう。

(公的年金各法又は公的年金制度) 第三条 この法律において、「公的年金各法」とは、次の各号に掲げる法律をいい、「公的年金制度」とは、これらの法律に定める年金制度をいう。これらの法律において「公的年金各法」又は「公的年金制度」といふときは、同様とする。

- 一 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)
- 二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)
- 三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
- 四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)
- 五 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二十四号)
- 六 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

七 公共企業体職員等共済組合の組合員期間
(昭和三十一年法律第三十四号)

八 農林漁業団体職員共済組合(昭和三十三年法律第九十九号)
(通算対象期間)

第四条 この法律及び公的年金各法において、「通算対象期間」とは、次の各号に掲げる期間(法令の規定により当該公的年金制度の被保険者又は組合員であつた期間とみなされる期間に係るもの及び法令の規定により当該各号に掲げる期間に算入される期間を含む。)で、当該公的年金制度において定める老齢又は退職を支給事由とする給付の支給要件たる期間の計算の基礎となるものをいう。ただし、第四号から第八号までに掲げる期間については、組合員又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員が退職し又はその資格を喪失した場合におけるその退職又は資格喪失の日まで引き続く組合員期間又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であつた期間で、退職一時金の支給要件たる最短年限に達しないものを除く。

一 国民年金の保険料納付済期間
二 厚生年金保険の被保険者期間
三 船員保険の被保険者であつた期間
四 国家公務員共済組合の組合員期間
五 市町村職員共済組合の組合員であつた期間
六 私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間

七 公共企業体職員等共済組合の組合員期間

八 農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間

2 次の各号のいずれかに該当したため国民年金法第七條第二項の規定により国民年金の被保険者とされなかつた期間(同法附則第六條の規定により国民年金の被保険者となつた期間を除く。)がある者については、前項の規定にかかわらず、その被保険者とされなかつた期間もまた、通算対象期間とする。

一 国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員及び厚生年金保険法附則第二十八條に規定する共済組合の組合員を含む。)の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
二 次に掲げる年金たる給付のうち老齢又は退職を支給事由とする給付を受けることができる者の配偶者
イ 国民年金法以外の公的年金各法(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)を含む。以下同じ。)に基づき年金たる給付。ただし、通算老齢年金及び通算退職年金を除く。
ロ 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において

準用する場合を含む。)に基づく年金たる給付

ハ 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付。ただし、通算退職年金を除く。

ニ 厚生年金保険法附則第二十八條に規定する共済組合が支給する年金たる給付
ホ 執達吏規則(明治二十三年法律第五十一号)に基づく年金たる給付
ヘ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

三 前号に規定する給付の受給資格要件たる期間を満たしている者の配偶者

四 第二号イからヘまでに掲げる年金たる給付のうち療養を支給事由とする給付又は戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)に基づく障害年金を受けることができる者及びその配偶者

五 第二号イからヘまでに掲げる年金たる給付のうち死亡を支給事由とする給付又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金(遺族給付金を含む。)を受けることができる者

六 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)に基づく留守家族手当又は特別手当(同法附則第四十五項

に規定する手当を含む。)を受けることができる者

(老齢・退職年金給付)
第五条 この法律及び公的年金各法において、「老齢・退職年金給付」とは、次に掲げる年金たる給付のうち、老齢又は退職を支給事由とする給付をいう。

一 公的年金各法に基づく年金たる給付。ただし、通算老齢年金及び通算退職年金並びに国民年金法第二十八條第一項の規定によつて支給される老齢年金及び同法による老齢福祉年金を除く。

二 前条第二項第二号ロからヘまでに掲げる年金たる給付

(期間の計算)
第六条 通算老齢年金又は通算退職年金の支給に關し、第四條第一項第三号の通算対象期間を計算する場合においては、船員保険法の規定によつて計算した期間に三分の四を乗じて得た期間によるものとし、同条第二項の通算対象期間を計算する場合においては、その計算は、国民年金の被保険者期間の計算の例によるものとする。

2 通算老齢年金又は通算退職年金の支給に關し、二以上の通算対象期間を合算し、又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算する場合には、一年に満たない期間(市町村職員共済組合若しくは私立学校教職員共済組合の組合員又は農林漁業団体職員共済組合の組合員若しくは任意継続組合員であつた期間にあつては六箇月に満たない期間、船員保険の被保

険者であつた期間にあつては前項の規定による乗算を行なわないで計算して一年に満たない期間とする。)は、算入しない。ただし、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算する場合においては、合算して一年以上となるときは、そのいずれか一方又は双方が一年に満たない場合においても、その一年に満たない保険料納付済期間又は保険料免除期間については、この限りでない。

3 通算老齢年金又は通算退職年金の支給に關し、二以上の通算対象期間を合算し、又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算する場合においては、同一の月が同時に二以上の通算対象期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間との計算の基礎となつており、その月には、当該通算老齢年金又は通算退職年金の支給に關し最も有利となる一の期間についてのみ、その計算の基礎とする。

(通算対象期間の確認等)
第七条 一の公的年金制度において他の公的年金制度に係る通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間に基づいて通算老齢年金又は通算退職年金を支給すべき場合には、当該通算対象期間又は保険料免除期間については、当該他の公的年金制度における政府、組合その他の管掌機関(第四條第二項の通算対象期間については、国民年金の管掌者たる政府とし、以下単に「管掌機関」という。)の確認したところによる。

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金通則法案

- 2 管掌機関は、前項の規定による確認を行なつたときは、これを当該被保険者若しくは組合員又は被保険者若しくは組合員であつた者に通知しなければならない。
- 3 被保険者若しくは組合員又は被保険者若しくは組合員であつた者は、通算老齢年金又は通算退職年金を請求するため必要があるときは、当該管掌機関に対し、第一項の規定による確認を請求することができる。
- 4 第一項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、公的年金各法の定めるところにより、当該公的年金各法に定める審査機関に審査を請求することができるものとする。
- 第八条 一の公的年金制度において他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができることを要件として通算老齢年金又は通算退職年金を支給すべき場合には、その支給は、当該老齢・退職年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定をまつて行なう。
- (通算老齢年金又は通算退職年金に関する処分についての不服の理由の制限)
- 第九条 一の公的年金制度において他の公的年金制度に係る通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間に基づいて通算老齢年金又は通算退職年金を支給すべき場合には、当該通算対象期間又は保険料免除期間に係る第七條第一項の規定による確認に関する処分についての不服を、当該通算老齢年金又は通算

退職年金に関する処分についての不服の理由とする。ことができない。

2 前項の規定は、一の公的年金制度において他の制度から、老齢・退職年金給付を受けることができることを要件として通算老齢年金又は通算退職年金を支給すべき場合に準用する。この場合において、同項中「当該通算対象期間又は保険料免除期間に係る第七條第一項の規定による確認に関する処分」とあるのは、「当該老齢・退職年金給付に関する処分」と読み替へるものとする。

(通算老齢年金又は通算退職年金の支払期月)

第十条 通算老齢年金又は通算退職年金は、公的年金各法の規定にかかわらず、毎年六月及び十二月の二期に、それぞれ前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月においても、支払うものとする。

(未支給の通算老齢年金又は通算退職年金)

第十一条 通算老齢年金又は通算退職年金の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、公的年金各法の規定にかかわらず、その者の配偶者、子、父母、孫、祖母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、

その未支給の年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

3 未支給の通算老齢年金又は通算退職年金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

4 未支給の通算老齢年金又は通算退職年金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第十二条 通算老齢年金又は通算退職年金を受ける権利の消滅時効は、公的年金各法の規定にかかわらず、受給権者が公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員である期間は、進行しない。

(支払)

第十三条 通算老齢年金又は通算退職年金の支払に関する事務は、公的年金各法の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、政令で定める者に行なわせることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十六年四月一日から適用する。

(通算対象期間に関する経過措置)

第二条 昭和三十六年四月一日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者については、その者の同日前の厚生年金保険の被保険者期間(法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間に係るものを含む)又は船員保険の被保険者であつた期間は、第四條第一項の規定にかかわらず、通算対象期間としなす。ただし、その者が同日以後国民年金以外の公的年金制度の被保険者若しくは組合員となり、又は国民年金の保険料納付済期間若しくは保険料免除期間を有するに至つたときは、この限りでない。

2 昭和三十六年四月一日前の第四條第一項第四号から第八号までに掲げる期間(法令の規定により当該組合の組合員であつた期間とみなされる期間に係るもの及び法令の規定により当該各号に掲げる期間に算入される期間を含む)のうち、同日において同項第四号から第八号までに規定する組合の組合員又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であつた者の同日まで引き続き当該組合の組合員期間又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であつた期間(法令の規定により当該組合の組合員であつた期間とみなされる期間に係るもの及び法令の規定によりこの期間に算入される期間を含む)以外のものは、同項の規定にかかわらず、通算対象期間としなす。

3 昭和三十六年四月一日前の第四條第二項に規定する期間及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)の同項に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、通算対象期間としなす。

(未支給年金に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にさかのぼつて通算老齢年金又は通算退職年金の受給権を取得したこととなる者でこの法律の施行前に死亡したものに係る未支給の年金につき第十一條第三項の規定によりその年金を受けるべき遺族の順位を定める場合において、先順位者たるべき者(先順位者たるべき者が二人以上あるときは、そのすべての者)がこの法律の施行前に死亡しているときは、この法律の施行の際におけるその次順位者を当該未支給の年金を受けるべき遺族とする。

(地方公務員等の取扱い)

第四条 地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける地方公務員及び法令の規定により恩給法に定める公務員とみなされる地方公務員並びにその配偶者に関しては、当分の間、次条から附則第七條までに定めるところによる。

第五条 地方公共団体は、当該地方公共団体の退職年金条例について、当該条例の適用を受ける地方

公務員であつた者で、その条例に定める退職年金を受けるに必要な資格期間を満たさなかつたものに對し、公的年金各法に定める通算退職年金制度に準じ、政令で定める基準に従い、通算退職年金その他の給付を行なうために必要な措置を講じなければならない。

2 地方公共団体が前項に規定する措置を講じた場合においては、当該退職年金条例及び当該条例に定める年金制度は、第三条の規定にかかわらず、それぞれ同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とみなす。

3 前項の規定により退職年金条例が公的年金各法とみなされた場合には、当該条例の適用を受ける地方公務員の在職期間（退職年金条例の定めるところにより当該地方公務員の在職期間に算入される期間を含む。）で、その条例に基づく退職を支給事由とする給付の支給要件たる期間の計算の基礎となるものは、第四条第一項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

ただし、地方公務員が退職した場合におけるその退職の日まで引き続く在職期間で、退職一時金（退職年金条例に定める恩給法第二十一条に規定する一時恩給に相当する給付をいう。）の支給要件たる最短期限に達しないものについては、この限りでない。

4 昭和三十六年四月一日の前項に定める地方公務員の在職期間のうち、同日において地方公務員であつた者の同日まで引き続く期間

（退職年金条例の定めるところにより退職を支給事由とする給付に關しこの期間に合算される期間を含む。）以外のものは、前項の規定にかかわらず、通算対象期間とし

第六条 法令の規定により恩給法に定める公務員とみなされる地方公務員に對する通算老齢年金又は通算退職年金の支給に關しては、同法及び同法に定める年金制度は、第三条の規定にかかわらず、それぞれ同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とみなす。

2 前項に規定する地方公務員の在職期間で、恩給法に定める在職年に計算される期間は、第四条第一項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。ただし、当該地方公務員が退職した場合におけるその退職の日まで引き続く在職期間で、三年に満たないものについては、この限りでない。

3 昭和三十六年四月一日の前項に定める地方公務員の在職期間のうち、同日において当該地方公務員であつた者の同日まで引き続く期間以外のものは、同項の規定にかかわらず、通算対象期間とし

4 第二項の通算対象期間に係る第七條第一項の規定による確認は、政令で定める地方公共団体が行なう。

5 地方公共団体は、政令で定める基準に従い、退職年金条例で、第一項に規定する地方公務員のうち政令で定める者が恩給法第六十七

条第一項又は第七十條第一項の規定による一時恩給のうち政令で定める金額を当該地方公共団体に納付した場合に、その者に對し公的年金各法に定める通算退職年金制度に準じ、通算退職年金その他の給付を行なうために必要な措置を講じなければならない。

第七條 退職年金条例の適用を受ける地方公務員又は法令の規定により恩給法に定める公務員とみなされる地方公務員の配偶者であるため国民年金法第七條第二項の規定により国民年金の被保険者とされなかつた期間（同法附則第六條の規定により国民年金の被保険者と

なかつた期間を除く。）がある者については、第四条第一項の規定にかかわらず、その被保険者とされなかつた期間もまた、通算対象期間とする。

2 前項の通算対象期間に係る第七條第一項の規定による確認は、国民年金の管掌者たる政府が行なう。

3 附則第二條第三項の規定は、第一項の期間について準用する。

理 由

各公的年金制度が支給する通算老齢年金又は通算退職年金に關して通則的事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年九月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律

第六條 市町村職員共済組合法の一部改正

第七條 私立学校教職員共済組合法の一部改正

第八條 公共企業体職員等共済組合法の一部改正

第九條 農林漁業団体職員共済組合法の一部改正

附則 (国民年金法の一部改正)

第一條 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五條 国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部改正

第四條 国家公務員共済組合法の一部改正

第三條 船員保険法の一部改正

第二條 厚生年金保険法の一部改正

第一條 国民年金法の一部改正

目次

目次中「第二節 老齢年金（第二十六條—第二十九條）」を「第二節 老齢年金及び通算老齢年金（第二十六條—第二十九條）」に改める。

第七條第三項中「被用者年金各法による年金制度及びその他の公的年金制度」を「被用者年金各法その他の法令による年金制度」に改める。

第十條を次のように改める。

（任意脱退）

第十條 被保険者でなかつた者が被保険者となつた場合において、その者の第一号及び第二号に掲げる期間を合算した期間が二十五年に満たないときは、その者は、第七條第一項の規定にかかわらず、いつでも、都道府県知事の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

ただし、その者の第一号及び第二号に掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、そ

の者が第二十九條の第三号に該当するか又は次の各号に掲げる期間を合算した期間が二十五年以上であるときは、この限りでない。

一 被保険者の資格を取得した日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間

二 その者が被保険者期間を有する者である場合におけるその被保険者期間

三 その者が保険料納付済期間以外の通算対象期間を有する者である場合におけるその通算対象期間

前項の規定により同項各号に掲げる期間を合算する場合においては、同項第三号に掲

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

ける期間の計算及び合算されるべき期間への算入については、通算年金通則法(昭和三十六年法律第 号)第六条第一項及び第二項の例により、同一の月が同時に前項各号に掲げる二以上の期間の計算の基礎となつてゐる場合におけるその月に係る期間の計算については、同条第三項の例による。

3 第一項の場合においては、その者は、同項の承認を受けた日の翌日に被保険者の資格を喪失する。ただし、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して三箇月以内になされたものであるときは、その者は、さかのぼつて被保険者とならなかつたものとみなす。

第十五条第一号を次のように改める。

一 老齢年金及び通算老齢年金

第二十四条中「老齢年金(第五十三條第一項の規定によつて支給されるものを除く。)」の下に「又は通算老齢年金」を加える。

第二十五条中「老齢年金(第五十三條第一項の規定によつて支給されるものを除く。)」の下に「及び通算老齢年金」を加える。

「第二節 老齢年金」を「第二節 老齢年金及び通算老齢年金」に改める。

第二十九条の次に次の一款を加える。

第二款 通算老齢年金

(通算年金通則法の適用)

第二十九条の二 通算老齢年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法の定めるところによる。

(支給要件)

第二十九条の三 通算老齢年金は、保険料納付済期間が一年以上である者が、次の各号のいずれかに該当するに至つた後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した後に次の各号のいずれかに該当するに至つたときに、その者に支給する。ただし、その者が第二十六條各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 通算対象期間を合算した期間が二十五年以上であること。

保 險 料 納 付 済 期 間	年 金 額
一年以上二年未満	九〇〇円
二年以上三年未満	一、八〇〇円
三年以上四年未満	二、七〇〇円
四年以上五年未満	三、六〇〇円
五年以上六年未満	四、五〇〇円
六年以上七年未満	五、四〇〇円
七年以上八年未満	六、三〇〇円
八年以上九年未満	七、二〇〇円
九年以上一〇年未満	八、一〇〇円
一〇年以上一一年未満	九、〇〇〇円

二 通算対象期間を合算した期間が十年以上であり、かつ、その期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であること。

三 他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が二十年以上であること。

四 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であること。

五 他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができること。

(年金額)

第二十九条の四 通算老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

一年以上二年未満	九、九〇〇円
二年以上三年未満	一〇、八〇〇円
三年以上四年未満	一一、七〇〇円
四年以上五年未満	一二、六〇〇円
五年以上六年未満	一三、五〇〇円
六年以上七年未満	一四、四〇〇円
七年以上八年未満	一五、三〇〇円
八年以上九年未満	一六、二〇〇円
九年以上一〇年未満	一七、一〇〇円
一〇年以上一一年未満	一八、〇〇〇円
一一年以上二年未満	一九、二〇〇円
二年以上三年未満	二〇、四〇〇円
三年以上四年未満	二一、六〇〇円
四年以上五年未満	二二、八〇〇円

(支給の繰上げ)

第二十九条の五 第二十八條の二の規定は、通算老齢年金について準用する。

(失権)

第二十九条の六 通算老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(老齢年金と通算老齢年金との調整)

第二十九条の七 第二十八條第一項の規定によつて支給される老齢年金の受給権者又は受給権者であつたことがある者には、通算老齢年金を支給せず、通算老齢年金の受給権者には、第二十八條第一項の規定によつて支給される老齢年金を支給しない。

2 同時に第二十八條第一項の規定によつて支給される老齢年金と通算老齢年金との受給権を取得した者には、その者の選択により、その一を支給し、他は支給しない。

第七十六條中「第十條」を「第十條第一項本文」に、「第三十條」を「第二十九條の三、第三十條」に改める。

第七十七條の次に次の一條を加える。

(通算老齢年金の受給資格期間等についての特例)

第七十七條の二 第七十六條の表の上欄に掲げる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、第二十九條の三の規定の適

用については、同条第一号又は第二号に該当するものとみなす。

一 昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間がそれぞれ第七十六条の表の下欄に規定する期間以上であること。

二 昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間が十年以上であり、かつ、その期間と保険料免除期間とを合算した期間がそれぞれ第七十六条の表の下欄に規定する期間以上であること。

2 通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうち同日以後の部分と他の通算対象期間又は保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうち同日以後の部分部分が同法第六条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3 第七十六条の表の上欄に掲げる者であつて、第十条第一項第一号及び第二号に掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、その期間と昭和三十六年四月一日以後の保険料納付済期間以外の通算対象期間とを合算した期間がそれぞれ第七十六条の表の下欄に規定する期間以上であるものは、第十条第一

項の規定の適用については、同項ただし書に該当するものとみなす。

4 第十条第二項及びこの条第二項の規定は、前項の規定により第十条第一項第一号及び第二号に掲げる期間と昭和三十六年四月一日以後の保険料納付済期間以外の通算対象期間とを合算する場合に準用する。

第百一条第一項中「又は保険料」を、「保険料」に改め、「第九十六条の規定による処分」の下に「又は通算年金通則法第七条第一項の規定による処分」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 保険料納付済期間、保険料免除期間又は通算年金通則法第四十条第二項の通算対象期間について同法第七条第一項の規定による処分が確定したときは、その処分についての不服を当該期間に基づき給付に関する処分の不服の理由とすることができない。

附則第六条第一項及び第五項第一号中「第一号から第三号までのいずれか」を「第一号」に改め、同項第二号中「第四号」を「第二号」に改める。

附則第七条第三項中「第一号から第三号までのいずれか」を「第一号」に改める。

第二条 厚生年金保険法の一部改正
(厚生年金保険法の一部改正)
第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二節 老齢年金(第四十二条から第四十六条)」を「第二

節 老齢年金(第四十二条から第四十六条) 通算老齢年金(第四十六条の二、第四十六條の六)に改める。

第三十二条中第四号を第五号とし、第二号及び第三号を一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 通算老齢年金
第三十七条を次のように改める。

(未支給の保険給付)
第三十七条 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付がまだその者に支給しなかつたものとあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその保険給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その保険給付を請求することができる。

3 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

4 未支給の保険給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第三十八条中「老齢年金(第四十六條の規定によつて支給を停止されている老齢年金を除く。)」の下に「又は通算老齢年金(第四十六條の六の規定によつて支給を停止されている通算老齢年金を除く。)」を加える。

第四十一条第一項中「老齢年金」の下に「又は通算老齢年金」を加え、同条第二項中「老齢年金」の下に「及び通算老齢年金」を加える。

第三章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 通算老齢年金
(通算年金通則法の適用)
第四十六條の二 通算老齢年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十一年法律第 号)の定めるところによる。

(受給権者)
第四十六條の三 通算老齢年金は、被保険者期間が一年以上である者で第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも満たしていないものが、次の各号の一に該当する場合に、その者に支給する。

一 次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることな

くして六十歳に達したとき。
イ 通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを

を合算した期間が、二十五年以上であること。

ロ 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であること。

ハ 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付を受けるに必要な資格期間に相当する期間以上であること。

ニ 他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができないこと。

一 六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号イからニまでのいずれかに該当するに至つたとき。

(年金額)
第四十六條の四 通算老齢年金の額は、基本年金額を二百四十で除して得た額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

(失権)
第四十六條の五 通算老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、又は被保険者の資格を取得したときは、消滅する。

(支給停止)
第四十六條の六 通算老齢年金は、受給権者が障害手当金の受給権を取得したときは、当該障害手当金の額を通算老齢年金の額の十二分の一に相当する額で除

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

して得た月数に相当する期間、その支給を停止する。

2 前項の場合において、障害手当金の額を通算老齢年金の額の十二分の一に相当する額で除して得た数に二に満たない端数を生じたときは、通算老齢年金の支給停止期間の計算については、これを切り捨てるものとし、かつ、障害手当金の額と通算老齢年金の額の十二分の一に相当する額に支給停止期間の月数を乗じて得た額との差額を、支給停止後最初に支払うべき通算老齢年金の額から控除するものとする。

3 第一項の場合において、同項の規定により支給を停止すべき期間の分として通算老齢年金が支払われたときは、その支払われた通算老齢年金は、障害手当金の内払とみなす。

第六十九条を次のように改める。

(受給権者)

第六十九条 脱退手当金は、被保険者期間が五年以上である者で第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも満たしていないものが、六十歳に達した後には被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後には被保険者となることなくして六十歳に達した場合において、その者が通算老齢年金の受給権を取得しないときに、その者に支給する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 その者が、障害年金の受給権者であるとき。

二 その者がその被保険者であった期間の全部又は一部を基礎として計算された障害年金又は障害手当金の支給を受けたことがある者である場合において、すでに支給を受けた障害年金又は障害手当金の額が、次条第一項の規定によつて計算した額に等しいか、又はこれをこえるとき。

別表第三

被 保 險 者 期 間	率
六〇月以上 七二月未満	一・一
七二月以上 八四月未満	一・三
八四月以上 九六月未満	一・五
九六月以上 一〇八月未満	一・八
一〇八月以上 一二〇月未満	二・一
一二〇月以上 一三二月未満	二・四
一三二月以上 一四四月未満	二・七
一四四月以上 一五六月未満	三・〇
一五六月以上 一六八月未満	三・三
一六八月以上 一八〇月未満	三・六
一八〇月以上 一九二月未満	三・九
一九二月以上 二〇四月未満	四・二
二〇四月以上 二一六月未満	四・六
二一六月以上 二二八月未満	五・〇
二二八月以上	五・四

算老齢年金若しくは障害年金に改める。

第九十条第四項中「保険給付」の下に「又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」を加える。

附則第十六条第三項中「第六十九条第二号」を「第六十九条第一号」に改める。

附則第二十二條の二を削る。

附則第二十三條中「第六十九条第三号」を「第六十九条第二号」に改める。

別表第三を次のように改める。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 老齢年金(第三十四条―第三十九条)」を「第五節 老齢年金及通算老齢年金(第三十四条―第三十九条)」とし、「第一節 老齢年金(第三十四条―第三十九条)」を「第二節 通算老齢年金(第三十九条ノ五)」に改める。

第二十四条第一項及び第二十四条ノ二中「老齢年金」の下に「、通算老齢年金」を加える。

第二十六条中「老齢年金」の下に「及通算老齢年金」を加える。

第二十七条中「老齢年金」の下に「又ハ通算老齢年金」を加える。

「第五節 「老齢年金」を「第五節 老齢年金及通算老齢年金」に改める。

第三十九条を削り、第三十八条の次に次の一款を加える。

第二款 通算老齢年金

第三十九条 通算老齢年金ニ関シテハ本法ニ依ル外通算年金通則法(昭和三十六年法律第 号)ノ定ムル所ニ依ル

第三十九条ノ二 一年以上被保険者タリシ者ニシテ第三十四条第一項各号ノ何レニモ該当セザルモノガ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ通算老齢年金ヲ支給ス

一 左ノ何レカニ該当スル者ガ六十歳ニ達シタル後被保険者ノ資格ヲ喪失シ又ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者ト為ルコトナクシテ六十歳ニ達シタルトキ

第三十九条ノ三 通算老齢年金ノ額ハ被保険者タリシ期間ノ月数ヲ百八十シテ第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額ノ百八十分ノ一ニ相当スル額ニ其ノ者ノ被

保険者期間ノ月数ヲ百八十シテ第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額ノ百八十分ノ一ニ相当スル額ニ其ノ者ノ被

保険者タリシ期間ノ月数ヲ乗ジテ得タル金額トス
第三十九条ノ四 通算老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ被保険者ト為リタルトキハ其ノ通算老齢年金ヲ受クル権利ヲ失フ

第三十九条ノ五 通算老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ障害手当金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ障害手当金ノ額ヲ通算老齢年金ノ額ノ十二分ノ一ニ相当スル額ヲ以テ除シテ得タル月数ニ相当スル期間通算老齢年金ノ支給ヲ停止ス但シ職務上ノ事由ニ因リ障害手当金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ於テ障害手当金ノ額ヲ通算老齢年金ノ額ノ十二分ノ一ニ相当スル額ヲ以テ除シテ得タル月数ニ未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ通算老齢年金ノ支給ヲ停止スル期間ノ計算ニ付テハ之ヲ切捨ツルモノトシ且通算老齢年金ノ額ト其ノ十二分ノ一ニ相当スル額ニ支給ヲ停止サルル期間ノ月数ヲ乗ジテ得タル額トフベキ通算老齢年金ノ額ヨリ控除スルモノトス

第一項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ通算老齢年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル通算老齢年金ハ障害手当金ノ内払ト看做ス

第四十三条第一項中「老齢年金及障害年金」を「老齢年金若ハ通

算老齢年金ト障害年金」に、同項第二号中「老齢年金」を「老齢年金又ハ通算老齢年金ノ額」に改め、同条第二項中「若ハ第三十八条」を「第三十八条、第三十九条ノ四若ハ第三十九条ノ五」に改め、「老齢年金」の下に「若ハ通算老齢年金」を加える。

第四十六條第一項を次のように改め、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「被保険者タル者又ハ」を削り、「出產手当金若ハ失業保険金」を「又ハ失業保険金」に改め、同条第二項を削る。

被保険者タリシ期間三年以上ナル者ニシテ第三十四条第一項各号ノ何レニモ該當セザルモノガ六十歳ニ達シタル後被保険者ノ資格ヲ喪失シ又ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者ト為ルコトナクシテ六十歳ニ達シタル場合ニ於テ通算老齢年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至ラザルトキハ脱退手当金ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一ニ該當スル者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

一 障害年金ヲ受クル権利ヲ有スル者
二 障害年金又ハ障害手当金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニシテ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金及障害手当金ノ総額ガ次ノ規定ニヨリ計算シタル額ニ同ジキカ又ハ之ヲ超ユルモノ

第四十八條を削り、第四十九條中「第四十七條」を「前條」に改

め、同条を第四十八條とし、同条の次に次の一條を加える。

第四十九條 脱退手当金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ被保険者ト為リ又ハ通算老齢年金若ハ障害年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ脱退手当金ヲ受

別表第三中

二年以上	〇・六月
三年以上	〇・九

る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第四條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 退職給付(第七十六條・第八十條)」を「第二款 退職給付(第七十六條・第八十條・第九十三條)」とし、「第四款 遺族給付(第八十八條・第九十三條)」を「第四款 遺族給付(第八十八條・第九十三條)」に改める。

第三十八條第三項中「ただし」の下に「通算退職年金」を、「前」の下に「通算退職年金又は」を加える。

第四十一條第一項中「第七十五條」の下に「第七十九條の二第五項」を加える。

第七十二條第一項各号を次のように改める。

- 一 退職年金
- 二 減額退職年金
- 三 通算退職年金
- 四 退職一時金
- 五 返還一時金
- 六 廃疾年金

クル権利ヲ失フ
第五十七條中「老齢年金」の下に「通算老齢年金」を加える。

第六十三條第四項中「保険給付」の下に「又ハ通算年金通則法第七條第一項ノ規定ニ依ル確認」を加える。

を「三年以上 〇・九月」に改め

を「三年以上 〇・九月」に改め

七 廃疾一時金

八 遺族年金

九 遺族一時金

十 死亡一時金

第七十四條第二項中「者には」の下に「通算退職年金及び」を加える。

第七十六條第三項中「後再び組合員となつた者」を「者(第八十條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下第八十條の二第一項、第八十條の三第一項、第八十二條第三項、第八十八條第三項及び第九十三條の二第一項において同じ。)でその後再び組合員となつたもの」に改める。

第七十九條の次に次の一條を加える。

(通算退職年金)

第七十九條の二 通算退職年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十三年法律第 号)の定めるところによる。

2 組合員期間一年以上二十年未滿の者が退職し、次の各号の一に該當するときは、その者が死

亡するまで、通算退職年金を支給する。

一 通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であるとき。

二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。

三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相當する期間以上であると

四 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることがで

きるとき。

3 通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額とする。

一 二万四千元

二 俸給の千分の六に相當する額に二百四十を乗じて得た額

4 前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額(以下この項において「控除額」といふ。)が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例に

昭和三十三年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

より算定した額に乘じて得た額とする。

5 前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、その退職に係る組合ごとに、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

6 第七十七条第一項及び第二項の規定は、通算退職年金について準用する。この場合において、同項中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替えるものとする。

第八十条第一項中「三年」を「二年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

第八十条第二項中「俸給日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た」を「第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 俸給日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ別表第二の二に定める率を乗じて得た金額
第八十条に次の二項を加える。
六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日

から六十日以内に、退職一時金の額の計算上前項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額を退職一時金として支給する。

4 前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間が、前条第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

第四章第三節第二款第八十条の次に次の二条を加える。

(返還一時金)

第八十条の二 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2 返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額(その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額。以下次

条第一項及び第九十三条の二第二項において同じ。)に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日(退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日)の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第七十九条の二第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。

5 前条第四項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けた者について準用する。

第八十条の三 第八十条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合(退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。)において、六十歳に達した日(六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日)から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日(退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日)」とあるのは「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより

返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替えるものとする。
第八十二条第三項中「後に」を「者でその後に」に、「者」を「もの」に改める。

第八十三条第四項中「その者が退職の際受けるべきであつた退職一時金の額」を「その者の退職の際第八十条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額」に改める。

第九十三条第一項中「三年」を「二年」に改める。

第四章第三節第四款第九十三条の次に次の一条を加える。

(死亡一時金)

第九十三条の二 第八十条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2 死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第八十条第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3 第八十条の二第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。

第九十七条第三項中「年金である給付」の下に「(通算退職年金を除く。)」を加える。

第九十三条第一項中「又は掛金の徴収」を、掛金の徴収又は通算年金通則法第七条第一項の規定による徴収に改め、同条第二項中又は徴収を、徴収又は確認に改める。

附則第十三条の五中「者には、」の下に「通算退職年金及び」を加える。

別表第二中

「三年以上
四年未満」を
七〇日

改め、同表の次に次の表を加える。
別表第二の二

退職の日における年齢		率
一八歳未満		〇・九一
一八歳以上	一三歳未満	一・一三
二三歳以上	二八歳未満	一・四八
二八歳以上	三三歳未満	一・九四

一年以上 二年未満	二〇日
二年以上 三年未満	四五日
三年以上 四年未満	七〇日

に

三三歳以上	三八歳未満	二・五三
三八歳以上	四三歳未満	三・三一
四三歳以上	四八歳未満	四・三一
四八歳以上	五三歳未満	五・六五
五三歳以上	五八歳未満	七・三八
五八歳以上	六三歳未満	八・九二
六三歳以上	六八歳未満	七・八一
六八歳以上	七三歳未満	六・四四
七三歳以上		四・九七

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第八条 第九条及び第十条第一項中「支給し、」の下に「通算退職年金、」を加える。

第十八条の見出し中「受給資格」を「受給資格等」に改め、同条中「その者に」の下に「新法第八十条第二項又は第三項及び次条の規定により算定した」を加える。

第十九条中「規定による退職一時金の額」を「規定の適用については、第八十条第二項第一号に掲げる金額」に改める。

第三十四条の見出し中「受給資格」を「受給資格等」に改め、同条第一項中「遺族に」の下に「次条の規定により算定した」を加える。

第三十五条中「その死亡を退職とみなして」を削り、「退職一時金の額」を「金額」に改める。

第三十八条第一項中「長期給付に関する規定」の下に「(新法第七十九条の二、新法第八十条の二、新法第八十条の三及び新法第九十三条の二の規定を除く。以下次条までにおいて同じ。)」を加え、同条第二項中「退職一時金を受けるべき」を「新法第八十条の規定の適用を受ける」に、「当該退職一時金の額」を「同条第二項第一号に掲げる金額」に改める。

第三十九条第二項ただし書中「支給を受けた退職一時金の額」を「退職一時金の額の算定の基礎となつた新法第八十条第二項第一号に掲げる金額」に、「同項」を「前項」に、「なつた退職一時金の額」を「なる退職一時金の額の算定の基礎となる同号に掲げる金額」に改める。

第四十四条第一項中「支給し、」の下に「通算退職年金、」を加える。

第五十三条第二号中「新法の規定による退職一時金」を「新法第八十条第三項の規定による退職一時金」に改める。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

第六条 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 退職給付(第四十一条―第四十三条)」を「第三節 退職給付(第四十一条―第四十三条の三)」に、「第五節 遺族給付(第四十八条―第五十四条)」を「第五節 遺族給付(第四十八条―第五十四条の二)」に改める。

第十三条第三項中「達しないときは」の下に「通算退職年金」を加える。

第四十一条第四項中「後再び組合員となつた者」を「者(第四十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下第四十三条の二第一項、第四十三条の三第一項、第四十四条第四項及び第五十四条の二第一項において同じ。)」でその後再び組合員となつたものに改める。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(通算退職年金)
第四十二条の二 通算退職年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十

六年法律第 号)の定めるところによる。

2 組合員であつた期間六月以上二十年未満の者が退職し、次の各号の一に該当するときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。

一 通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であるとき。

二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。

三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるととき。

四 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3 通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間の月数を乗じて得た額とする。

一 二万四千円

二 給料の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額
前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額(以下この項において「控除額」という。)が、同項第一号に掲げる金額(次条第三項

の規定の適用を受けた者にあつては、同項に規定する金額。以下この項及び第四十三条の二第二項において同じ。)をとるとときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、次条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乘じて得た額とする。

5 前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、その退職に係る組合員とに、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

6 第四十一条第一項ただし書及び第四十二条第一項の規定は、通算退職年金について準用する。この場合において、第四十一条第一項ただし書中「五十歳」とあるのは、「六十歳」と読み替へるものとする。

第四十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

第四十三条第二項中「給料日額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た」を「第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 給料日額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

二 前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ別表第一の二に定める率を乗じて得た金額

(返還一時金)
第四十三条の二 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

後に退職した場合(退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。)において、六十歳に達した日(六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日)から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日(退職後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日)」とあるのは「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替へるものとする。

第四十四条第四項中「後に」を「者でその後」に、「者」を「もの」に改める。
第四十六條第四項中「その者が組合員の資格を喪失した際」を「その者の組合員の資格を喪失した際」に改める。
第四十七條第二項ただし書中「退職一時金の額」の下に「の算定

3 廃疾一時金の支給を受ける者に退職一時金を支給すべき場合において、前項第一号に掲げる金額と廃疾一時金の額とを合算した金額が給料の二十二月分に相当する額をこえるときは、同号に掲げる金額から当該こえる金額を控除した金額をもつて同号の金額とする。

2 返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額(その額が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額。以下次条第一項及び第五十四条の二第二項において同じ。)に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日(退職後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日)の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日(退職後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日)」とあるのは「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替へるものとする。

3 第四十三条の二第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。
第七十八條第一項中「又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収」を「掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認に、「又は徴収」を「徴収又は確認」に改め、同条第六項中「第一項の規定による給付の決定に関する」を削る。

第九十一條中「第四十一條第一項」の下に「第四十二條の二第二項各号列記以外の部分」を加える。
附則第三十一項各号列記以外の部分中「退職一時金」及び「第四十三條第二項」を削り、「金額とする」を「金額とし、当該組合員に対する第四十二條の二第四項、第四十三條第二項及び第四項並びに第四十三條の二第二項の規定の適用については、第四十三條第二項第一号に掲げる金額(同条第三項の規定の適用を受ける者にあつては、同項に規定する金額)は、当該金額から第二号に掲げる額の算定の例によつて算定した額を控除した金額とする」に改め、同項第二号中「退職一時金又は」を削る。

4 六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第二項第一号に掲げる金額(前項の規定の適用を受けるべき者にあつては、同項に規定する金額)を退職一時金として支給する。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。
第四十二條の二第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。

3 第四十三條の二第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。
第七十八條第一項中「又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収」を「掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認に改める。

第八十一條第一項中「又は掛金その他組合員が組合に対して支払

5 前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間は、前条第三項に規定する組合員であつた期間に該当しないものとする。

5 前条第五項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けた者について準用する。

第四十三條の二 第四十三條第二項の退職一時金の支給を受けた者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した

別表第一の二

第三章第三節第四十三條の次に次の二条を加える。

第四十三條の二 第四十三條第二項の退職一時金の支給を受けた者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した

第四十七條第二項ただし書中「退職一時金の額」の下に「の算定

別表第一の二

退職の日における年齢	率
十八歳未満	〇・九一
十八歳以上	一・一三
二十三歳以上	一・四八
二十八歳以上	一・九四

三十三歳以上	三十八歳未満	二・五三
三十八歳以上	四十三歳未満	三・三一
四十三歳以上	四十八歳未満	四・三二
四十八歳以上	五十三歳未満	五・六五
五十三歳以上	五十八歳未満	七・三八
五十八歳以上	六十三歳未満	八・九二
六十三歳以上	六十八歳未満	七・八一
六十八歳以上	七十三歳未満	六・四四
七十三歳以上		四・九七

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第七條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 給付(第二十条―第二十五条の二)」を「第二節 給付(第二十条―第二十五条の七)」に改める。

第二十五條第二項中「退職一時金」を「通算退職年金、退職一時金」に改める。

第二十五條の二第二項中「第三十九條から第五十二條まで」を「第三十九條、第四十條、第四十二條から第五十二條まで」に改め、同項の表上欄中「第四十一條第一項」及び「第四十一條第二項」を削り、同表中

第五十九條 懲戒処分を公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇せられ

第四十四條 受けるべきであつた退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額

第四十五條 退職一時金の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第二項第一号に掲げる金額

第五十九條 懲戒処分を公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇せられ

改め、同条第五章第二節第二十五条の七とし、第二十五条の次に次の五條を加える。

(通算退職年金)

第二十五条の二 通算退職年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十一年法律第 号)の定めるところによる。

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

の節において同じ。し、次の各号の一に該当するときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。ただし、年齢満六十歳に達するまでは、その支給を停止する。

一 通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であるとき。

二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。

三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める年齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であると

四 他の制度に基づき年齢・退職年金給付を受けることができる

三 通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額とする。

一 二万四千円

二 平均標準給与の月額の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額

四 前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額(以下この項において「控除額」という。)が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、

通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乘じて得た額とする。

五 前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により計算した額の合算額とする。

六 通算退職年金の支給を受ける者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から通算退職年金の支給を停止する。

(退職一時金) 第二十五条の三 組合員期間六月以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

二 退職一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 平均標準給与の日額に、組合員期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額

二 前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ別表第二に定める率を乗じて得た金額

三 六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職一時金

の額の計算上前項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額を退職一時金として支給する。

四 前項の規定による退職一時金を支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間が、前条第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

(返還一時金) 第二十五条の四 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

二 返還一時金の額は、この退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額(その額が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額)以下次条第一項及び第二十五条の六第二項において同じ。に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日(退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日)の属する月の前月までの期間に応ずる利率に相当する金額を加えた額とする。

三 前項に規定する利率は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

八 前項に規定する利率は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

- 4 第二十五条の二第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。
- 5 前条第四項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けた者について準用する。
- 第二十五条の五 第二十五条の三第二項の退職一時金の支給を受けた者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後退職した場合(退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。)において、六十歳に達した日(六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日)から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。
- 2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日(退職後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日)」とあるのは、「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは、

「返還一時金」と読み替へるものとする。

(死亡一時金)

第二十五条の六 第二十五条の三第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2 死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第二十五条の三第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の

翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3 第二十五条の四第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。

第三十六条中「徴収金の徴収」の下に、「通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」を加え、「若しくは徴収」を「徴収若しくは確認」に改める。

別表として次のように加える。

別表第一

組合員の期間	日数	組合員の期間	日数
六月以上	一〇日	十年六月以上	二一五日
一年以上	二〇日	十一年以上	二二〇日
一年以上	三〇日	十一年以上	二四五日
一年以上	四〇日	十二年以上	二六〇日
一年以上	五〇日	十二年以上	二七五日
一年以上	六〇日	十三年以上	二九〇日
一年以上	七〇日	十三年以上	三〇五日
一年以上	八〇日	十四年以上	三二〇日
一年以上	九〇日	十四年以上	三三五日
一年以上	一〇〇日	十五年以上	三六〇日
一年以上	一一〇日	十五年以上	三六五日
一年以上	一二〇日	十六年以上	三八〇日
一年以上	一三〇日	十六年以上	三九五日
一年以上	一四〇日	十七年以上	四一〇日
一年以上	一五〇日	十七年以上	四二五日
一年以上	一六〇日	十八年以上	四四〇日
一年以上	一七〇日	十八年以上	四五五日
一年以上	一八〇日	十九年以上	四七〇日
一年以上	一九〇日	十九年以上	四八五日
一年以上	二〇〇日		

別表第二

退職の日における年齢	率
十八歳未満	〇・九一
十八歳以上	一・二三
二十歳以上	一・四八
二十歳以上	一・九四
三十歳以上	二・五三
三十歳以上	三・三一
四十歳以上	四・三二
四十歳以上	五・六五
五十歳以上	七・三八
五十歳以上	八・九二
六十歳以上	七・八一
六十歳以上	六・四四
七十歳以上	四・九七

- (公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
- 第八条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。
- 第八条中「退職一時金」の下に「通算退職年金、返還一時金」を加える。
- 第二十三条中「又は遺族一時金」を「遺族一時金又は死亡一時金」に、「若しくは遺族一時金」を「遺族一時金若しくは死亡一時金」に改める。
- 第二十九条ただし書中「退職一時金」の下に、「通算退職年金、返還一時金」を加える。
- 第四十八条に次の三号を加える。
- 八 通算退職年金
- 九 返還一時金
- 十 死亡一時金
- 第五十四条第一項に次のただし書を加える。
- ただし、次項の退職一時金基礎額が同項の退職一時金控除額に満たないときは、この限りでない。
- 第五十四条第二項を次のように改める。
- 2 退職一時金の額は、次項の規定により算出した退職一時金基礎額から第四項の規定により算出した退職一時金控除額を減じて得た額とする。
- 第五十四条に次の四項を加える。
- 3 退職一時金基礎額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た額とする。
- 4 退職一時金控除額は、百円と俸給の千分の六に相当する額の合算額に、組合員期間の月数及

び退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た額とする。

5 第一項本文に規定する場合(退職の際、六十歳以上であり、かつ、第六十一条の二第二項各号の一に該当しない者に係る場合に限る。)において、その退職した者が、その日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上第二項の規定による減算をしないことを希望する旨を組合に申し出たときは、その者については、第一項ただし書の規定を適用せず、当該退職一時金の額は、第二項の規定にかかわらず、退職一時金基礎額に相当する金額とする。

6 前項の規定による申出をした者については、当該退職に係る通算退職年金及び死亡一時金は、支給しない。

第五十六条第三項中「その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金」を「退職の際における退職一時金基礎額」に改める。

第六十一条の次に次の三條を加える。

(通算退職年金)
第六十一条の二 通算退職年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十六年法律第 号)の定めるところによる。

2 退職一時金の支給を受けるべき者(第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受ける者を含む。以下次条第一項及び第六十一条の四において同じ。)が、当該退職の際次の各号の一に該当するときは、その者の死亡に至るまで、通算退職年金を支給する。ただし、六十歳に達するまでは、その支給を停止する。

一 通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるとき。

二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が二十年以上であるとき。

三 一の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四 老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3 通算退職年金の年額は、百円と俸給の千分の六に相当する額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。ただし、第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受ける者については、その組合員期間の月数を乗じて得た金額に、退職一時金基礎額を退職一時金控除額で除して得た割合を乗じて得た金額とする。

(返還一時金)
第六十一条の三 六十歳未満で退職した退職一時金の支給を受け

るべき者が六十歳に達した場合において、その日から六十日以内に、通算退職年金の支給を受けることを希望しない旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。ただし、六十歳に達した日において、前条第二項各号の一に該当する者については、この限りでない。

2 返還一時金の額は、退職一時金控除額(第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けた者については、退職一時金基礎額)に、退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加算した金額とする。この場合において、その利子に相当する額は、年五分五厘の利率により複利計算の方法に従ひ算出した金額とする。

3 第一項の規定による申出をした者については、当該退職に係る通算退職年金は、支給しない。

(死亡一時金)
第六十一条の四 退職一時金の支給を受けるべき者が通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2 前条第二項の規定は、死亡一時金の額について準用する。この場合において、同項中「六十歳に達した日」とあるのは、「死亡した日」と読み替へるものとする。

第六十七條第一項及び第七十條第一項中「給付に關する決定」の下に、「通算年金通則法第七十條第一項の規定による確認」を加え、同項中「その決定」の下に、「確認」を加え、同条第六項中「第一項の規定による給付に關する決定に対する」を削る。

附則第八條第一項、第三項及び第五項中「對する退職一時金の額」を「係る退職一時金基礎額」に改め、同条第一項及び第二項中「第五十四條第二項」を「第五十四條第三項」に改め、同条第三項及び第五項中「当該退職一時金の額」を「当該退職一時金基礎額」に改め、同条に次の一項を加える。

7 更新組合員について退職一時金控除額又は通算退職年金の年額を計算する場合においては、第一項に規定する合算期間以外の期間は、組合員期間から除算するものとする。

附則第十五條第一項中「長期給付に關する規定」の下に「(第六十一条の二から第六十一条の四までの規定を除く。以下第三項及び次条第一項において同じ。)」を加え、同条第二項ただし書中「退職一時金を受けるべき」を「第五十四條第一項に規定する場合に該当する」に、「当該退職一時金の額」を「当該退職一時金基礎額」に改める。

附則第十六條第二項ただし書中「退職一時金の額」を「退職一時金に係る退職一時金基礎額」に改め、同条第三項中「更新組合員であつた者」の下に「(第五十四條第

一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)」を加え、「額から当該退職一時金の額」を「額から当該退職一時金に係る退職一時金基礎額」に、「当該退職一時金の額」を、「当該退職一時金基礎額」に改める。

附則第二十四條第三項中「受けるべき者」の下に「(同法第八十條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、「同法の規定」及び「旧法又は国家公務員共済組合法の規定」を「これらの法律の規定」に、「相當する金額を控除する」を「相當する金額(第五十四條第五項の規定による退職一時金又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十條第二項第一号に掲げる額に相當する金額)を控除する」に、「当該退職一時金の額」を「当該退職一時金の額(国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十條第二項第一号に掲げる額)に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給、旧法の規定による退職一時金又は国家公務員共済組合法第八十條第三項の規定による退職一時金の支給を受けた復職組合員に係る退職一時金控除額の計算については、当該期間は、組合員期間から除算するものとする。

附則第十六條第二項ただし書中「退職一時金の額」を「退職一時金に係る退職一時金基礎額」に改め、同条第三項中「更新組合員であつた者」の下に「(第五十四條第

一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)」を加え、「額から当該退職一時金の額」を「額から当該退職一時金に係る退職一時金基礎額」に、「当該退職一時金の額」を、「当該退職一時金基礎額」に改める。

附則第二十四條第三項中「受けるべき者」の下に「(同法第八十條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、「同法の規定」及び「旧法又は国家公務員共済組合法の規定」を「これらの法律の規定」に、「相當する金額を控除する」を「相當する金額(第五十四條第五項の規定による退職一時金又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十條第二項第一号に掲げる額に相當する金額)を控除する」に、「当該退職一時金の額」を「当該退職一時金の額(国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十條第二項第一号に掲げる額)に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給、旧法の規定による退職一時金又は国家公務員共済組合法第八十條第三項の規定による退職一時金の支給を受けた復職組合員に係る退職一時金控除額の計算については、当該期間は、組合員期間から除算するものとする。

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

附則第二十四条第四項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に應じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」に改める。

附則第二十四条に次の四項を加える。

10 復職組合員が、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき、一時恩給又は旧法若しくは国家公務員共済組合法の規定による退職一時金を受けるべき者である場合は、第五十六

条第三項又は附則第十五条第二項ただし書若しくは第十六条第二項ただし書若しくは第三項の規定の適用については、当該退職一時金基礎額から当該一時恩給又はこれらの法律の規定による退職一時金の額に相当する額(国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する額)を減じて得た額を退職一時金基礎額とみなす。

11 復職組合員が、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期

間につき、国家公務員共済組合法の規定による退職一時金(同法第八十条第三項の規定による退職一時金を除く。以下次項において同じ。)を受けるべき者である場合において、その者に係る退職一時金基礎額から退職一時金控除額を減じて得た額が、同法の規定による当該退職一時金の額に満たないときは、第六十一条の二第三項及び第六十一条の三第二項(第六十一条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、その者は、第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受ける者となし、当該退職一時金基礎額から同法の規定による退職一時金の額に相当する額を減じて得た額を退職一時金基礎額とみなす。

12 復職組合員が、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき、国家公務員共済組合法の規定による退職一時金を受けるべき者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金については、これらに相当する当該退職一時金に係る同法の規定による給付が同時に行なわれるものとみなして、これらのこの法律の規定による給付の額から当該国家公務員共済組合法の規定による給付の額を控除するものとする。

13 復職組合員が、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期

間につき、普通恩給若しくは一時恩給又は旧法若しくは国家公務員共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは退職一時金(同法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第三項の規定による退職一時金に限る。)を受けるべき者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金の額の計算については、当該期間に、組合員期間から除算するものとする。

附則第二十五条第二項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を「第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第三項中「相当する金額を控除する」を「相当する金額(第五十四条第五項の規定による退職一時金又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額)を控除する」に、「相当する金額を控除する」を「相当する金額(同法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額)を控除し」に改める。

附則第二十五条第四項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額

にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に應じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる

別表第三の二

退職時の年齢	率
十八歳未満	〇・九一
十八歳以上二十三歳未満	一・一三
二十三歳以上二十八歳未満	一・四八
二十八歳以上三十三歳未満	一・九四
三十三歳以上三十八歳未満	二・五三
三十八歳以上四十三歳未満	三・三一
四十三歳以上四十八歳未満	四・三二
四十八歳以上五十三歳未満	五・六五
五十三歳以上五十八歳未満	七・三八
五十八歳以上六十三歳未満	八・九二
六十三歳以上六十八歳未満	七・八一
六十八歳以上七十三歳未満	六・四四
七十三歳以上	四・九七

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第九条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 退職給付(第三十六條―第三十八條)」を「第二節 退職給付(第三十六條―第三

国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。
附則第二十五条第七項ただし書中「当該退職一時金の額」を「当該退職一時金基礎額」に改める。
別表第三の次に次の表を加える。

十八条の三(三)に改める。
第十八条第三項ただし書中「ただし」の下に「通算退職年金」を加える。
第二十五条見出し(含む)及び第二十六条第一項中「遺族一時金」の下に「死亡一時金」を加える。

第三十六條第三項中「支給を受けた後再び組合員となつた者」を「支給を受けた者(第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む。以下第三十九條第四項において同じ。)」に、「前に支給を受けた退職一時金又は」を「その者の前の退職一時金の額の計算の基礎となつた第三十八條第二項第一号に掲げる額又は前に支給を受けた」に改め、「当該退職一時金」の下に「の額の計算の基礎となつた同号に掲げる額」を加える。

第三十七條の次に次の一条を加える。

(通算退職年金)

第三十七條の二 通算退職年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十一年法律第 号)の定めるところによる。

2 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が六月以上二十年未満である組合員が生存脱退事由に該當してその資格を喪失した場合又は任意継続組合員が第三十七條第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由(以下「任意資格喪失事由」といふ。)に該當してその資格を喪失した場合において、これらの者がその資格の喪失の時又は喪失後に次の各号の一に該當し、又は該當するに至つたときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。ただし、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。

一 通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であるとき。

二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。

三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であると

四 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3 通算退職年金は、前項の規定に該當する資格の喪失に係る組合員又は任意継続組合員であつた間の疾病又は負傷により障害年金を受ける権利が生じた者には、支給しない。

4 通算退職年金の年額は、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これにその者について第二項の規定に該當する資格の喪失に係る退職一時金の額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間の月数を乗じて得た額とする。

一 二万四千元
二 平均標準給与の月額千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額
三 前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる額が同項第一号に掲げる額を

こえるときは、通算退職年金の年額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乘じて得た額とする。

6 前二項の場合において、第二項の規定に該當する資格の喪失が二回以上あるときは、通算退職年金の年額は、それぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

7 前条第一項の規定は、通算退職年金の支給に準用する。この場合において、同項中「組合員」とあるのは「組合員又は任意継続組合員」と、「前条第一項ただし書」とあるのは「第三十七條の二第二項ただし書」と読み替へるものとする。

第三十八條第一項中「第三十七條第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由」を「任意資格喪失事由」に改め、「ただし、」の下に「次項の規定により計算した額がない者及び」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 退職一時金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 平均標準給与の月額に、組合員又は任意継続組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額
二 前条第四項に定める通算退職年金の年額に、前項の規定に該當する資格の喪失の日における年齢に応じ別表第一の二に定める率を乗じて得た額

第三十八條に次の二項を加える。

3 六十歳に達した後第一項の規定の適用を受けることとなつた者が、前条第二項各号の一に該當しない場合において、第一項の規定に該當する資格の喪失の日から六十日以内に、その者の退職一時金の額の計算上前項第二号に掲げる額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる額を退職一時金として支給する。

4 前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間は、前条第四項に規定する期間に該當しないものとする。

第三章第二節第三十八條の次に次の二条を加える。

(返還一時金)
第三十八條の二 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者(同条第一項ただし書に規定する額がない者を含む。以下次条第一項及び第五十條の二第一項において同じ。)が退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

ける額をこえるときは、同号に掲げる額。以下次条第二項及び第五十條の二第二項において同じ。に、同条第一項の規定に該當する資格の喪失の日の前日の属する月の翌日から当該退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者となつた日の前日(第三十九條第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日)の属する月の前月までの期間に於ける利子に相当する額を加算して得た額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第三十七條の二第六項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る資格の喪失が二回以上ある者の返還一時金の額に準用する。

5 前条第四項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者となつた返還一時金の支給を受けた者に準用する。

第三十八條の三 第三十八條第二項の退職一時金の支給を受けた者が、次の各号の一に該當する場合(退職年金、通算退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。)において、その該當するに至つた日から六十日以内に、同項第二号に掲げる額に相当する額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、返還一時金を支給する。

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

一 第三十八条第一項の規定に該当する資格の喪失の後に六十歳に達したとき。
二 六十歳に達した後に前号に規定する資格の喪失があつたとき。
2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金に準用する。この場合において、同条第二項中「当該退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者となつた日の前日(第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることとなつた日)とあるのは「第三十八条の三第一項第一号に該当する場合において同号に該当するに至つた日、同項第二号に該当する場合においては同号に該当するに至つた日の前日」と、同条第五項中「障害年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替へるものとする。
第三十九条第四項を次のように改める。
4 第三十六条第三項の規定は、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の障害年金の額を算定する場合に準用する。
第四十一条第二項中「第三十九条第四項」を「第三十六条第三項」に改める。
第四十四条第二項中「際受けるべきであつた退職一時金の額」を「際に第三十八条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の計算の基礎となる同条

第二項第一号に掲げる額」に改める。
第四十五条第二項中「支給を受ける者」の下に「(第三十八条第一項ただし書に規定する額がない者を含む。)」を、「退職一時金の額」の下に「(の計算の基礎となる第三十八条第二項第一号に掲げる額)を加える。
第五十条の次に次の一条を加える。
(死亡一時金)
第五十条の二 第三十八条第二項の退職一時金の支給を受けた者が通算退職年金又は返還一時金の支給を受けずに死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。
2 死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第三十八条第二項第二号に掲げる額に、その者の同条第一項の規定に該当する資格の喪失の日の前日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加算して得た額とする。
3 第三十八条の二第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額に準用する。
第五十二条第五号中「第十七条第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由」を「任意資格喪失事由」に改め、「退職一時金の額」の下に「(の計算の基礎となる第三十八条第二項第一号に掲げる額)を加え、同条第六号中「退職一時金の額」の下に「(の計算の基礎となる第三十八条第二項第一号に掲げる額)を加える。

第六十三条第一項中「又は掛金」を「掛金」に改め、「徴収」の下に「又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」を加える。
第六十六条第一項中「又は掛金」を「掛金」に改め、「徴収」の下に「又は通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」を加え、「又は徴収」を「徴収又は確認」に改める。
附則第五条中「退職年金、退職一時金、遺族年金又は遺族一時金の額について」を「退職年金の額、退職一時金の額の計算の基礎となる第三十八条第二項第一号に

掲げる額又は遺族年金若しくは遺族一時金の額」に、「次の各号」を「それぞれ次の各号」に改め、「それぞれ当該規定に定められる退職年金、退職一時金、遺族年金又は遺族一時金の額」を削り、「退職一時金又は遺族一時金」を「第二号又は第四号に掲げる額」に改め、同項第二号中「退職一時金の額」の下に「(の計算の基礎となる第三十八条第二項第一号に掲げる額)を加え、第三十八条第二項の規定により算定した額」を「その額」に改める。
別表第一の次に次の表を加える。

別表第一の二	
退職一時金の支給に係る資格の喪失の日における年齢	率
一八歳未満	〇・九一
一八歳以上二三歳未満	一・二三
二三歳以上二八歳未満	一・四八
二八歳以上三三歳未満	一・九四
三三歳以上三八歳未満	二・五三
三八歳以上四三歳未満	三・三一
四三歳以上四八歳未満	四・三二
四八歳以上五三歳未満	五・六五
五三歳以上五八歳未満	七・三八
五八歳以上六三歳未満	八・九二
六三歳以上六八歳未満	七・八一
六八歳以上七三歳未満	六・四四
七三歳以上	四・九七

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。
(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 改正後の国民年金法第十条第一項及び第七十七条の二第三項の規定の適用については、通算年金通則法附則第二条第一項に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、通算対象期間とする。
(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 昭和三十六年四月一日前に死亡した受給権者に係る未支給の保険給付の支給については、なお従前の例による。
2 昭和三十六年四月一日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に死亡した保険給付の受給権者に係る未支給の保険給付につき改正後の厚生年金保険法第三十七条第三項の規定によりその保険給付を受けるべき遺族の順位を定める場合において、先順位者たるべき者(先順位者たるべき者が二人以上あるときは、そのすべての者)が施行日の前日までに死亡しているときは、施行日におけるその次順位者を、当該未支給の保険給付を受けるべき順位の遺族とする。
3 改正後の厚生年金保険法第三十七条の規定は、施行日前に改正前の同条の規定により未支給の年金又はその支給を請求する権利を取

得した者のその取得した権利を妨げない。

第四条 改正後の厚生年金保険法第四十六條の三の規定による通算老齢年金は、昭和三十六年四月一日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者の同日前の厚生年金保険法による被保険者期間に基づいては、支給しない。ただし、その被保険者期間が通算年金通則法附則第二條第一項ただし書の規定により通算対象期間とされるに至つたときは、この限りでない。

第五條 昭和三十六年四月一日において厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であつた者で同法第四十二條第一項各号に規定する被保険者期間のいづれをも満たしてゐなかつたもののうち、同日において現に厚生年金保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であり、改正後の厚生年金保険法第四十六條の三第一号イからニまでのいづれかに該当し、かつ、六十歳以上であつた者に対しては、昭和三十六年四月一日にさかのぼつて、同条の通算老齢年金を支給する。

2 前項の規定による通算老齢年金は、厚生年金保険法第三十六條第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年四月からその支給を始める。

3 昭和三十六年四月一日において厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であつた者で同法第四十二條第一項各号に規定する被保険者期間のいづれをも満たしてゐなかつたもののうち、同日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者が、同日後に厚生年金保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた場合において、その際現に六十歳以上であり、かつ、改正後の厚生年金保険法第四十六條の三第一号イからニまでのいづれかに該当しているか又は該当するに至つたときは、その者に対し、同条の通算老齢年金を支給する。この場合において、その者が厚生年金保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた日が、施行日前であるときは、その者に対する通算老齢年金の支給は、その日にさかのぼるものとする。

第六條 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に脱退手当金の支給を受けた者には、その脱退手当金の額の計算の基礎となつた被保険者期間に基づいては、通算老齢年金は、支給しない。

第七條 次の表の上欄に掲げる者であつて、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であるものは、改正後の厚生年金保険法第四十六條の三の規定の適用については、同条第一号イに該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者

大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者

大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者

大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者

大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者

大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者

昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者

昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者

昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの日以後の部分部分が同法第六條第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

第八條 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、厚生年金保険法第四十二條第一項各号に規定する被保険者期間のいづれをも満たしてゐないものが、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したときは、改正後の厚生年金保険法第四十六條の三の規定に該当するに至つたものとみなして、その者に、同条の通算老齢年金を支給する。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年

第九條 施行日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給権を取得した者に支給する当該資格喪失に係る脱退手当金については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる者に対しては、従前の例により脱退手当金を支給する。ただし、第一号及び第二号に掲げる者については、従前の例による脱退手当金を支給すべき場合において、その支給を受けるべき者がその際通算老齢年金の受給権を取得したときは、この限りでない。

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

二三八

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者
二 施行日前から引き続き第二種被保険者であり、同日から起算して五年以内に被保険者の資格を喪失した者

三 旧厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)による被保険者であつた期間に基づく被保険者期間が五年以上である女子であつて、昭和二十九年五月一日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、同年四月三十日において五十歳未満であつたもの。

3 前二項に規定する脱退手当金の受給権は、その受給権者が施行日以後において通算老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

4 第一項の規定による脱退手当金の受給権者であつて、施行日前にさかのぼつて通算老齢年金の受給権を取得したことになるものについては、その者が通算老齢年金の支給を受けたときは、その脱退手当金の受給権は消滅し、その者が脱退手当金の支給を受けたときは、さかのぼつて通算老齢年金の受給権を取得しなかつたものとみなす。

5 第一項の規定による脱退手当金の受給権者が昭和三十六年四月一日以後に死亡した場合又は第二項の規定による脱退手当金の受給権者が施行日以後に死亡した場合には、これらの規定にかかわらず、改正後の厚生年金保険法第三十七條の規定を準用する。

6 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に改正前の厚生年金保険法第六十九條又は附則第二十二條の二の規定による脱退手当金の支給を受けた者が、施行日から起算して六月以内に都道府県知事に申し出て、その支給を受けた脱退手当金の額に相当する額を返還したときは、その者は、その脱退手当金の支給を受けなかつたものとみなす。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 改正後の船員保険法第三十九條ノ二の規定による通算老齢年金は、昭和三十六年四月一日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者の同日前の船員保険法による被保険者であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、その期間が通算年金通則法附則第二條第一項ただし書の規定により通算対象期間とされるに至つたときは、この限りでない。

第十一條 昭和三十六年四月一日において船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であつた者で同法第三十四條第一項各号のいずれにも該当していなかつたもののうち、同日において現に船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であり、改正後の船員保険法第三十九條ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当し、かつ、六十歳以上であつた者に対しては、昭和三十六年四月一日にさかのぼつて、同条の通算老齢年金を支給する。

2 前項の規定による通算老齢年金は、改正後の船員保険法第二十四條第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年四月一日からその支給を始める。

3 昭和三十六年四月一日において船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であつた者で同法第三十四條第一項各号のいずれにも該当していなかつたもののうち、同日において現

に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者が、同日後に船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた場合において、その際現に六十歳以上であり、かつ、改正後の船員保険法第三十九條ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当しているか又は該当するに至つたときは、その者に對し、同条の通算老齢年金を支給する。この場合において、その者が船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた日が、施行日前であるときは、その者に対する通算老齢年金の支給は、その日にさかのぼるものとする。

第十二條 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に脱退手当金の支給を受けた者には、その脱退手当金の額の計算の基礎となつた被保険者期間に基づいては、通算老齢年金は、支給しない。

第十三條 次の表の上欄に掲げる者であつて、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であるものは、改正後の船員保険法第三十九條ノ二の規定の適用については、同条第一号イに該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日

以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と同法第六条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

第十四条 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しないものが、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したときは、改正後の船員保険法第三十九条ノ二の規定に該当するに至つたものとみなして、その者に、同条の通算老齢年金を支給する。

大正五年四月一日以前に生まれた者	七年六月
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	八年三月
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	九年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	九年九月
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十年六月

第十五条 施行日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給権を取得した者に支給する当該資格の喪失に係る脱退手当金については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる者に対しては、従前の例により脱退手当金を支給する。ただし、従前の例による脱退手当金を支給すべき場合において、その支給を受けるべき者がその際通算老齢年金を受ける権利を有するに至つたときは、この限りでない。

- 一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者
- 二 施行日前から引き続き被保険者であり、同日から起算して五年以内に被保険者の資格を喪失した女子

3 前二項に規定する脱退手当金を受ける権利を有する者が施行日以後において通算老齢年金を受ける権利を有するに至つたときは、その脱退手当金を受ける権利を失う。

4 第一項の規定による脱退手当金を受ける権利を有する者であつて、施行日前にさかのぼつて通算老齢年金を受ける権利を有するに至つたこととなるものについては、その者が通算老齢年金の支給を受けたときは、その脱退手当金を受ける権利は消滅し、その者が脱退手当金の支給を受けたときは、さかのぼつて通算老齢年金を受ける権利を有するに至らなかつたものとみなす。

5 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に改正前の船員保険法第四十六条の規定による脱退手当金の支給を受けた者が、施行日から起算して六月以内に都道府県知事に申し出て、その支給を受けた脱退手当金の額に相当する額を返還したときは、その者は、その脱退手当金の支給を受けなかつたものとみなす。

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)
第十六条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(特別加給金)

第十三条の二 第二条第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する厚生年金保険法による老齢年金の額が、厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る第一号に規定する額と、船員保険の被保険者であつた期間に係る第二号に規定する額との合算額に満たないときは、その差額を、その者が六十歳に達した月の翌月以降に支給する老齢年金の額に加給する。

一 その者が船員保険の被保険者であつた期間を計算に入れないで厚生年金保険法第四十二条第一項各号に規定するいずれかの期間を満たしている場合には、同法第四十三条の規定により、その他の場合には、同法第四十六条の四の規定により計算した額

二 その者が船員保険法第三十四条第一項各号に規定するいずれかの期間を満たしている場合には、同法第三十五条の規定により計算した額と加給金に相当する額との合算額、その他の場合には、同法第三十九条ノ三の規定により計算した額

2 第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する船員保険法による老齢年金の額と加給金の額との合算額が、船員保険の被保険者であつた期間に係る第一号に規定する額と、厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る第二号に規定する額との合算額に満たないときは、その差額を、その者が六十歳に達した月の翌月以降に支給する老齢年金の額に加給する。

一 その者が厚生年金保険の被保険者であつた期間を計算に入れないで船員保険法第三十四条第一項各号に規定するいずれかの期間を満たしている場合には、同法第三十五条の規定により計算した額と加給金に相当する額との合算額、その他の場合には、同法第三十九条ノ三の規定により計算した額

二 その者が厚生年金保険法第四十二条第一項各号に規定するいずれかの期間を満たしている場合には、同法第四十三条の規定により、その他の場合には、同法第四十六条の四の規定により計算した額

第十九条の次に次の二条を加える。

(通算老齢年金の調整)

第十九条の二 第二条第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者であつて、厚生年金保険法第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間又は船員保険法第三十四条第一項若しくは第三号に規定する期間を満たしたものに對しては、厚生年金保険法又は船員保険法による通算老齢年金は、支給しない。

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

第十九条の三 厚生年金保険法による通算老齢年金の受給権者が船員保険の被保険者(組合員たる船員保険の被保険者を除く)となつたときは、又は船員保険法による通算老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となつたときは、その被保険者である間は、当該通算老齢年金の支給を停止し、その受給権者が船員保険法第三十四条第一項第一号若しくは第三号に規定する期間又は厚生年金保険法第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満了するに至つたときは、当該通算老齢年金の受給権は、消滅する。

2 前項の規定により通算老齢年金の支給が停止されている間は、当該通算老齢年金の受給権の消滅時効は、その進行を停止する。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 厚生年金保険及び船員保険交渉法第二十一条の規定により昭和三十六年四月一日前の船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は同法第三十一条第一項若しくは第四十一条第一項の規定により同日前の厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者で、同日において現に国民年金以外に公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつたものに対して支給する厚生年金保険又は船員保険法による老齢年金については、改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十三条の二の規定にかかわらず、同条の加給を行なわれない。ただし、その者の昭和三十六年四月一日前の船員保険又は厚生年金保険の被保険者であつた期間が通算年金通則法附則第二条第一項ただし書の規定により通算対象期間とされるに至つたときは、この限りでない。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 改正後の国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の国家公務員共済組合法第八十条第二項第二号に掲げる金額(その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額)に相当する金額(以下附則第二十二条第二項において「控除額相当額」という。)を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員期間については、この限りでない。

第十九条 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年

大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの日以後の部分と同条第二項本文に規定する期間に満たない場合において、これを算入するものとする。

3 第一項の表(大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く)の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

第二十條 改正後の国家公務員共済組合法第八十条又は第九十三条の規定は、施行日以後の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金について適用し、同日前の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金については、なお従前の例による。

第二十一条 施行日前から引き続き組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の国家公務員共済組合法第八十条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二 施行日から三年以内に退職する男子

三 施行日から五年以内に退職する女子

第二十二條 改正後の国家公務員共済組合法第八十條の二、第八十條の三又は第九十三條の二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日前の退職に係る退職一時金(次項の規定により同法第八十條第二項の退職一時金とみなされるものを除く。)を含まないものとする。

2 附則第十八條ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の国家公務員共済組合法第八十條第二項の退職一時金とみなして、同法第八十條の二、第八十條の三及び第九十三條の二の規定を適用する。この場合において、同法第八十條の二第二項中「前に退職した日」とあり、又は同法第九十三條の二第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十九條又は第三十五條の規定は、施行日以後の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金について適用し、同日前の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金については、なお従前の例による。

(市町村職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 改正後の市町村職員共済組合法第四十二條の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の市町村職員共済組合法第四十三條の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の同法第四十三條第二項第二号に掲げる金額(その額が同項第一号に掲げる金額(改正前の同法第四十三條第二項ただし書の規定の適用を受けた者にあつては、改正後の同法第三項に規定する金額とし、改正前の同法附則第三十一項の規定の適用を受けた者にあつては、改正後の同項の規定による控除をした後の改正後の同法第四十三條第二項第一号に掲げる金額とする。)をこえるときは、そのこえる額を控除した金額)に相当する金額(以下附則第二十八條第二項において「控除額相当額」という。)を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間については、この限りでない。

第二十五條 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の市町村職員共済組合法第四十二條の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者

大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者

大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者

大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者

大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者

大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者

大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者

大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者

昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者

昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者

昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者

昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者

昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者

昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者

昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者

昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者

昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者

昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者

昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者

昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者

昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者

昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者

昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者

昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者

昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者

昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

第二十八條 改正後の市町村職員共済組合法第四十三條の二、第四十三條の三又は第五十四條の二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日前の退職に係る退職一時金(次項の規定により同法第四十三條第二項の退職一時金とみなされるものを除く。)を含まないものとする。

2 附則第二十四條ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の市町村職員共済組合法第四十三條第二項の退職一時金とみなし、同法第四十三條の二、第四十三條の三及び第五十四條の二の規定を適用する。この場合において、同法第四十三條の二第二項中「前に退職した日」とあり、又は同法第五十四條の二第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九條 改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五條の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職(同法第十六條第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた場合をいう。以下本条及び附則第三十一條から附則第三十三條までにおいて同じ。)に係る退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五條の二において準用する国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九號)第四十一條の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五條の三第二項第二号に掲げる金額(その額が支給を受けた退職一時金の額をこえるときは、その退職一時金の額)に相当する金額(以下附則第三十三條第二項において「控除額相当額」という。)を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間については、この限りでない。

第三十條 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五條の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年

大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者 十八年

大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者 十九年

大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者 二十年

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者 二十一年

昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者 二十二年

昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者 二十三年

昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者 二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの日以後の部分部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3 第一項の表(大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。)の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の組合員であつた期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五條の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

第三十一條 改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五條の三の規定は、施行日以後の退職に係る退職一時金について適用し、同日前の退職に係る退職一時金については、なお従前の例による。

第三十二條 施行日前から引き続き組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五條の三第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二 施行日から三年以内に退職する男子

三 施行日から五年以内に退職する女子

第三十三條 改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五條の四から第二十五條の六までの規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日前の退職に係る退職一時金(次項の規定により同法第二十五條の三第二項の退職一時金とみなされるものを除く。)を含まないものとする。

2 附則第二十九條ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五條の三第二項の退職一時金

とみなして、同法第二十五条の四から第二十五条の六までの規定を適用する。この場合において、同法第二十五条の四第二項中「前に退職した日」とあり、又は同法第二十五条の六第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

(私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律の効力)

第三十四条 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)のうち、本則の規定はこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法の規定を、附則第十九項の規定は通算年金通則法(昭和三十六年法律第 号)の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 施行日前に退職した者に対する公共企業体職員等共済組合法の規定による退職一時金の支給については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用を受ける者(昭和三十六年四月一日以後に退職した者に限る。)については、改正後の公共企業体職員等共済組合法の規定による当該退職に係る通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金は、支給しない。ただし、施行日以後六十日以内に、その支給を受けるべき退職一時金の額から同法の規定を適用するとしたならば受けることとなる退職一時金の額を控除して得た額(同法第五十四条第一項ただし書に該当する者にあつては、その支給を受けるべき退職一時金の全額。以下第四項及び次条において「退職一時金差額相当額」という。)を返還した者については、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により支給を受けるべき退職一時金の全額を返還した者は、改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第三項及び第六十一条の三第二項(同法第六十一条の四第二項において準用する場合を含む。以下次項において同じ。)の規定の適用については、同法第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受ける者とみなす。

4 第二項ただし書の規定により退職一時金差額相当額を返還した者又はその遺族に対して支給すべき返還一時金又は死亡一時金については、改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十一条の三第二項中「退職した日」とあるのは、「退職一時金差額相当額を返還した日」とする。

第三十六条 改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第二項、第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第一項に規定する退職一時金には、昭和三十六年四月一日前の退職に係る退職一時金を含まないものとする。

第三十七条 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間において改正後の公共企業体職員等共済組合法附則に規定する転出組合員、復帰組合員又は転入組合員であつた者について、同法の規定による退職一時金の額(退職一時金基礎額又は控除額を含む。)又は通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金の額の計算をする場合において、その者が改正前の国家公務員共済組合法の規定(この法律附則第二十條の規定によりその例による場合を含む。)による退職一時金の支給を受けるべき者であるときは、その者は、改正後の国家公務員共済組合法第八十条第三項の規定による退職一時金の支給を受けるべき者とみなす。ただし、この法律附則第十八条ただし書の規定により同条ただし書の控除額相当額を返還した者は、改正後の国家公務員共

済組合法第八十条第一項及び第二項の規定による退職一時金の支給を受けるべき者とみなす。

第三十八条 次の表の上欄に掲げる者であつて、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項、第六十一条の二第二項及び第六十一条の三第一項の規定の適用については、同法第六十一条の二第二項第一号に該当するものとみなす。同表(大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。)の上欄に掲げる者であつて、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間が同表の下欄に掲げる期間以上であるものについても、同様とする。

大正五年四月一日以前に生れた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項前段の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

第三十九条 施行日前から引き続き公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合の組合員である者であつて、次の各号の一に該当するものは、退職後六十日以内に限り、改正後の同法の規

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二) 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

二四四

定による退職一時金の額の計算上同法第五十四条第二項の規定による減算をしないことを希望する旨を組合に申し出ることができる。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二 施行日から三年以内に退職した男子

三 施行日から五年以内に退職した女子

2 改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による申出をした者について準用する。この場合において、同条第六項中「通算退職年金」とあるのは、「通算退職年金、返還一時金」と読み替えるものとする。

第四十条 改正後の公共企業体職員等共済組合法附則第二十四条(同法附則第二十六条において準用する場合を含む。)及び第二十五条の規定の適用については、この法律附則第二十一条の規定による申出をした者に係る当該退職一時金は改正後の国家公務員共済組合法第八十条第三項の規定による退職一時金と、前条第一項の規定による申出をした者に係る当該退職一時金は改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項の規定による退職一時金とみなす。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十一条 改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の二の規定による通算退職年金は、施行日以前の資格の喪失に係る退職一時金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月二日から施行日までの間における組合員又は任意継続組合員の資格の喪失につき改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十八条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第二項第二号に掲げる額(その額が同項第一号に掲げる額をこえるときは、同号に掲げる額)に相当する額(以下附則第四十五条第二項において「控除額相当額」という。)を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間については、この限りでない。

第四十二条 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年

昭和三十一年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者

大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者

大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者

大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者

大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者

昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者

昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者

昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者

昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者

昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者

昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者

昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者

昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者

昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者

昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者

昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者

昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者

昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者

昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者

昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者

昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者

昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者

昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者

昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者

昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者

昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者

二四四

三 施行日から五年以内に前号に掲げる事由に該当してその資格を喪失する女子

第四十五条 改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八条の二、第三十八条の三及び第五十条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日以前の資格の喪失に係る退職一時金（次項の規定により同法第三十八条第二項の退職一時金とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

2 附則第四十一条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の資格の喪失に係る退職一時金を改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第二項の退職一時金とみなして、同法第三十八条の二、第三十八条の三及び第五十条の二の規定を適用する。この場合において、同法第三十八条の二第二項中「同条第一項の規定に該当する資格の喪失の日の前日」とあり、又は同法第五十条の二第二項中「その者の同条第一項の規定に該当する資格の喪失の日の前日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第四十六条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「（国民年金法による年金給付を含む。次条第一項において同じ。）」の下に「又は通算年金通則法（昭和三十六年法律第 号）第七条第一項の規定による確認」を加え、「当該保険給付」を「当該処分」に改める。

理 由

各公的年金制度において、通算老齢年金又は通算退職年金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年十月二十日 衆議院會議録第十二号(その二)

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し紙質紙は二十円)
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一五